

八幡浜市地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和4年11月
八幡浜市防災会議

目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の主旨.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第2章 原子力災害対策重点区域.....	2
第1節 原子力災害対策重点区域.....	2
第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施.....	3
第1節 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施.....	3
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第5章 広域的な活動体制.....	12
第1節 原子力災害時における広域応援協力体制.....	12
第2編 原子力災害事前対策.....	13
第1章 発電所における予防措置等の責務.....	13
第1節 発電所における安全確保.....	13
第2節 発電所における防災体制の確立.....	13
第3節 発電所における立入検査の同行.....	13
第2章 災害応急体制の整備.....	14
第1節 防災体制の整備.....	14
第2節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の活用.....	14
第3節 愛媛県オフサイトセンターの概要.....	15
第3章 通信連絡体制の整備.....	16
第1節 通信連絡網の整備.....	16
第2節 通信連絡体制の確立.....	16
第3節 住民等に対する情報伝達体制の整備.....	17
第4章 環境放射線モニタリング体制の整備.....	18
第1節 環境放射線モニタリング資機材等の整備.....	18
第2節 環境放射線モニタリング体制の整備.....	18
第5章 災害警備計画への協力.....	19
第6章 原子力災害医療体制の整備.....	19
第1節 原子力災害医療体制の整備.....	19
第2節 原子力災害医療資機材等の整備.....	19

第3節	安定ヨウ素剤の配備体制	19
第7章	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	21
第1節	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	21
第2節	防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等	21
第8章	避難収容活動体制の整備	22
第1節	指定避難所等の指定	22
第2節	避難経路の指定	23
第3節	住民避難計画	23
第4節	指定避難所等の設備及び資機材の配備	25
第5節	避難行動要支援者名簿の作成等	25
第6節	輸送手段の確保	27
第9章	緊急物資の確保	28
第1節	食料及び生活必需品等の確保	28
第2節	飲料水等の確保	28
第3節	医薬品、医療資機材等の確保	29
第10章	防災知識の普及	30
第1節	市職員に対する教育	30
第2節	教職員及び児童・生徒に対する教育	30
第3節	住民等に対する防災知識の普及	31
第4節	住民及び事業者の活動	32
第11章	原子力防災訓練の実施	33
第1節	原子力防災訓練の実施	33
第2節	原子力防災訓練の実施項目	33
第3節	原子力防災訓練の実施方法	34
第4節	原子力防災訓練実施後の評価等	34
第5節	国の実施する原子力総合防災訓練への参加等	34
第12章	原子力発電所上空の飛行規制	35
第1節	原子力発電所上空の飛行規制	35
第13章	ヘリコプターの運航	36
第1節	ヘリコプター離着陸場の整備拡充	36
第14章	広域応援体制の整備	37
第1節	広域応援体制の整備	37
第15章	防災対策資料の整備	38
第1節	社会環境に関する資料の整備	38
第2節	放射能影響推定に関する資料	38
第3節	原子力施設（事業所）に関する資料	38
第16章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	39

第17章	複合災害対応に係る体制整備	40
第1節	複合災害に係る応急体制の整備	40
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	40
第3節	避難・退避実施体制の整備	40
第4節	原子力防災に関する知識の普及啓発	40
第5節	周辺住民への的確な情報伝達体制の整備	40
第6節	避難路等の整備	41
第3編	緊急事態応急対策	42
第1章	応急措置の概要	42
第1節	市のとるべき措置	42
第2節	県のとるべき措置	42
第3節	関係機関のとるべき措置	43
第4節	原子力事業者のとるべき措置	43
第2章	市災害対策本部の設置	44
第1節	市災害対策本部の設置等の基準	44
第2節	市の配備体制	53
第3節	職員の動員計画	53
第4節	八幡浜市災害対策本部体制図	54
第5節	八幡浜市災害対策本部の業務	57
第3章	各機関の活動体制	62
第1節	Aレベル（警戒事態）に至る恐れがある時の活動体制	62
第2節	Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制	62
第3節	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制	63
第4節	Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制	65
第4章	情報活動	67
第1節	Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡	67
第2節	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡	67
第3節	Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡	67
第5章	通信連絡	69
第1節	原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡	69
第2節	原子力災害時における住民等への指示の伝達等	69
第6章	広報・広聴活動	73
第1節	市の活動	73
第2節	住民が必要な情報を入手する方法	74
第3節	広聴活動	74
第7章	緊急時モニタリング等の実施	75
第1節	緊急時モニタリングセンターの設置と任務	75

第2節	緊急時モニタリング等の実施方法	75
第3節	モニタリング結果等の共有	76
第8章	住民避難等の実施	77
第1節	防護対策の決定	77
第2節	避難等の指示	78
第3節	避難等の方法	80
第4節	避難ルートの確保	82
第5節	指定避難所の設置	82
第6節	指定避難所等の運営	82
第7節	要配慮者の避難誘導	83
第8節	防災上重要な施設の避難誘導	83
第9節	広域避難	84
第10節	避難の長期化への対応	85
第11節	動物の保護等に関する配慮	85
第12節	立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施	85
第9章	飲料水・飲食物の摂取制限等	86
第1節	飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定	86
第2節	飲料水の摂取制限	87
第3節	飲食物の摂取制限	87
第4節	地域生産物の採取及び出荷制限	87
第10章	原子力災害医療の実施	88
第1節	原子力災害医療の組織とその任務	88
第2節	原子力災害医療の実施内容	91
第3節	原子力災害医療体制	95
第4節	安定ヨウ素剤の予防服用	96
第11章	防災業務関係者の防護対策	99
第1節	防災業務関係者に対する防護資機材の配布	99
第2節	市のとるべき措置	99
第3節	防災業務関係者の被ばく管理	99
第12章	緊急輸送	100
第1節	市の活動	100
第13章	消火活動	101
第14章	救助・救急活動	102
第15章	ボランティアの受入れ	103
第16章	応援協力活動	104
第1節	市の活動	104
第2節	原子力被災者生活支援チームとの連携	104
第17章	ヘリコプターの活動支援	105

第 18 章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	106
第 1 節	市の活動.....	106
第 19 章	複合災害時における応急対策	107
第 1 節	情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保.....	107
第 2 節	住民への情報伝達活動.....	107
第 3 節	屋内退避、避難等.....	107
第 4 節	救助・救急活動及び消火活動	108
第 4 編	原子力災害中長期対策.....	109
第 1 章	緊急事態解除宣言後の対応	109
第 2 章	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	110
第 3 章	汚染の除去等	111
第 4 章	復旧期モニタリングの実施と結果の公表.....	112
第 5 章	各種指示、制限措置の解除	113
第 1 節	各種指示の解除	113
第 2 節	各種制限措置の解除	113
第 6 章	災害地域住民に係る記録等の作成.....	114
第 1 節	災害地域住民の記録	114
第 2 節	被害状況調査の実施	114
第 3 節	健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備	114
第 4 節	災害状況の記録	114
第 7 章	風評被害等の影響の軽減	116
第 8 章	被災者等の生活再建の支援	117
第 1 節	被災者等の生活再建	117
第 2 節	被災中小企業等に対する支援	117
第 9 章	物価の監視.....	118
第 10 章	復旧・復興事業からの暴力団排除	119
第 11 章	原子力事業者の災害復旧対策	120
第 12 章	市災害対策本部の解散	121

第1編 総論

第1章 計画の主旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市の関係各機関において防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、この計画に採用している原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用する。

なお、この計画は「八幡浜市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「八幡浜市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、「八幡浜市国民保護計画」で定める。

第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の4編とする。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 原子力災害事前対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防計画を示す。

(3) 第3編 緊急事態応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 原子力災害中長期対策

災害発生後の復旧対策を示す。

第2章 原子力災害対策重点区域

第1節 原子力災害対策重点区域

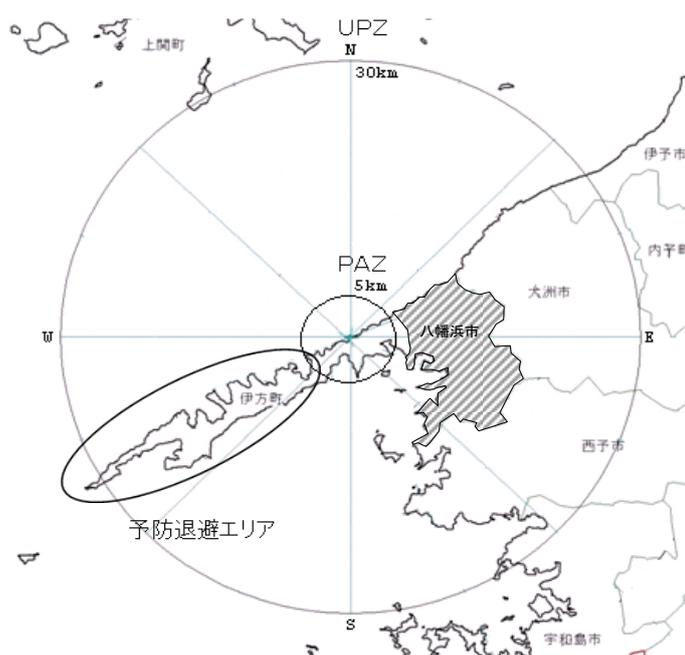
県が定めている原子力災害対策重点区域は次のとおりである。

原子力災害対策重点区域

区 分	範 囲	対象市町
P A Z (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域 重大な原子力事故が発生した際に、予防的な措置として、住民がただちに避難を開始すべき地域	原子力施設を中心として 概ね半径 5 km の地域	伊方町
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) 緊急時防護措置を準備する区域 原子力防災対策や避難・退避を迅速にできるように準備しておく地域 予防退避エリア※ (P A Z に準じた防護措置を準備する区域)	原子力施設を中心として 概ね半径 30 km の地域から、 P A Z を除いた地域	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。

周辺地域の地図



第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1節 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZ及び予防避難エリアにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）に基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

また、PAZ外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難措置等の予防的な防護措置を実施するものとする。

全域がUPZに該当する本市においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

緊急事態区分の概要

区分	概要	主要な防護措置
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	<p>この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、国及び地方公共団体に連絡しなければならない。</p> <p>国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態</p>	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">全面緊急事態</p>	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。</p> <p>また、U P Z内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。</p>

(注)施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第2節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、市は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※7	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※8	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※9	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(参考)「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・避難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、八幡浜市地域防災計画「風水害等対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」第1編第2章に定める事務又は業務の大綱に基づき、主な事項を次のとおり定める。

1 八幡浜市

- 1 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- 2 原子力防災に関する組織の整備
- 3 原子力防災知識の普及と啓発
- 4 原子力防災訓練の実施
- 5 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- 6 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 7 避難行動計画の作成
- 8 災害時応援協定の締結
- 9 緊急時モニタリングへの参画
- 10 避難等の指示及び指定避難所等の開設
- 11 原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）の実施及び協力
- 12 飲料水・飲食物の摂取制限
- 13 汚染の除去
- 14 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 15 緊急輸送の確保
- 16 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 17 災害復旧の実施
- 18 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 愛媛県

- 1 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- 2 原子力防災に関する組織の整備
- 3 原子力防災知識の普及と啓発
- 4 原子力防災訓練の実施
- 5 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- 6 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 7 県広域避難計画の作成
- 8 災害時応援協定の締結
- 9 緊急時モニタリング
- 10 住民の避難等及び立入制限
- 11 被災者の救出・救護等の措置
- 12 原子力災害医療の実施
- 13 飲料水・飲食物の摂取制限
- 14 汚染の除去
- 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施

- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送の確保
- 18 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力緊急事態応急対策の連絡調整
- 19 国の災害対策本部等との緊急事態応急対策の連絡調整
- 20 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 21 災害復旧の実施
- 22 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

3 八幡浜地区施設事務組合消防本部

- 1 救急、消防防災活動に関する事
- 2 住民の避難、誘導等に関する事

4 重点市町を除く県下市町（以下「その他の市町」という。）

- 1 原子力災害発生時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関する事
- 2 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関する事
- 3 原子力災害に関する広報

5 八幡浜警察署

- 1 交通規制の実施、指導調整に関する事
- 2 防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整に関する事
- 3 防災関係機関等からの情報の収集、伝達の指導調整に関する事
- 4 民生の安定に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事

6 指定地方行政機関

■第六管区海上保安本部（松山海上保安部・宇和島海上保安部）

- 1 緊急時海上モニタリングの支援に関する事
- 2 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関する事
- 3 海上における救助・救急活動及び要請等に基づく活動の支援に関する事
- 4 緊急輸送に関する事

■中国四国農政局

- 1 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関する事
- 2 原子力災害時における食料等の支援に関する事
- 3 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための連絡調整に関する事

■大阪管区气象台（松山地方气象台）

気象情報の伝達に関する事

■大阪航空局（松山空港事務所）

原子力災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関する事

■四国地方整備局（大洲河川国道事務所）

原子力災害時における道路交通等の確保に関する事

■四国運輸局（愛媛運輸支局）

- (1) 陸上輸送に関すること
 - ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 陸上における緊急輸送の確保
 - ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
- (2) 海上輸送に関すること
 - ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 海上における緊急輸送の確保

7 自衛隊

■陸上自衛隊第14旅団等

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
- 3 緊急時上空モニタリングの支援に関すること
- 4 通信支援、人員物資等の陸上輸送支援に関すること
- 5 炊飯・給水及び宿泊支援に関すること
- 6 その他緊急事態応急対策の支援に関すること

■海上自衛隊呉地方総監部

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における海上輸送支援に関すること
- 3 緊急時海上モニタリングの支援に関すること
- 4 その他緊急事態応急対策の支援に関すること

■航空自衛隊西部航空方面隊司令部

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
- 3 その他緊急事態応急対策の支援に関すること

8 指定公共機関

■西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- 1 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること
- 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること
- 3 非常緊急通話に関すること

■日本赤十字社（愛媛県支部）

- 1 応援救護班の派遣及び派遣準備に関すること
- 2 被災者に対する救援物資の配付に関すること

■日本放送協会（松山放送局）

- 1 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること
- 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
- 3 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること

■日本通運株式会社（松山支店西予営業所）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社大洲営業所）、佐川急便株式会社（大洲店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■日本郵便株式会社（四国支社）

原子力災害時における郵便業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること

■KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

重要な通信を確保するための必要な措置に関すること

■四国旅客鉄道株式会社（八幡浜駅）

- 1 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- 2 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること

9 指定地方公共機関

■伊予鉄南予バス株式会社

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■一般財団法人八西CATV

- 1 住民に対する防災知識の普及に関すること
- 2 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
- 3 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること
- 4 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
- 5 光ケーブルの回線確保に関すること

■南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛新聞社

- 1 住民に対する防災知識の普及に関すること
- 2 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
- 3 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること
- 4 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること

10 その他公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

■西宇和農業協同組合、八西森林組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること
- 2 農林物の被害応急対策の指導に関すること
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること

■八幡浜漁業協同組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること
- 2 水産物の被害応急対策の指導に関すること
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること
- 5 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■八幡浜商工会議所、保内町商工会

- (1) 被災商工業者の援護に関する事
- (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事

■社会福祉施設等管理者

- 1 施設利用者等の安全確保に関する事
- 2 福祉施設職員等の応援体制に関する事

■南予水道企業団

原子力災害時における飲料水の確保及び優先使用に関する事

■八幡浜市社会福祉協議会

- 1 災害ボランティア活動体制の整備に関する事
- 2 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事

■一般社団法人八幡浜医師会、一般社団法人八幡浜市歯科医師会

医療助産等救護活動の実施協力に関する事

11 原子力事業者

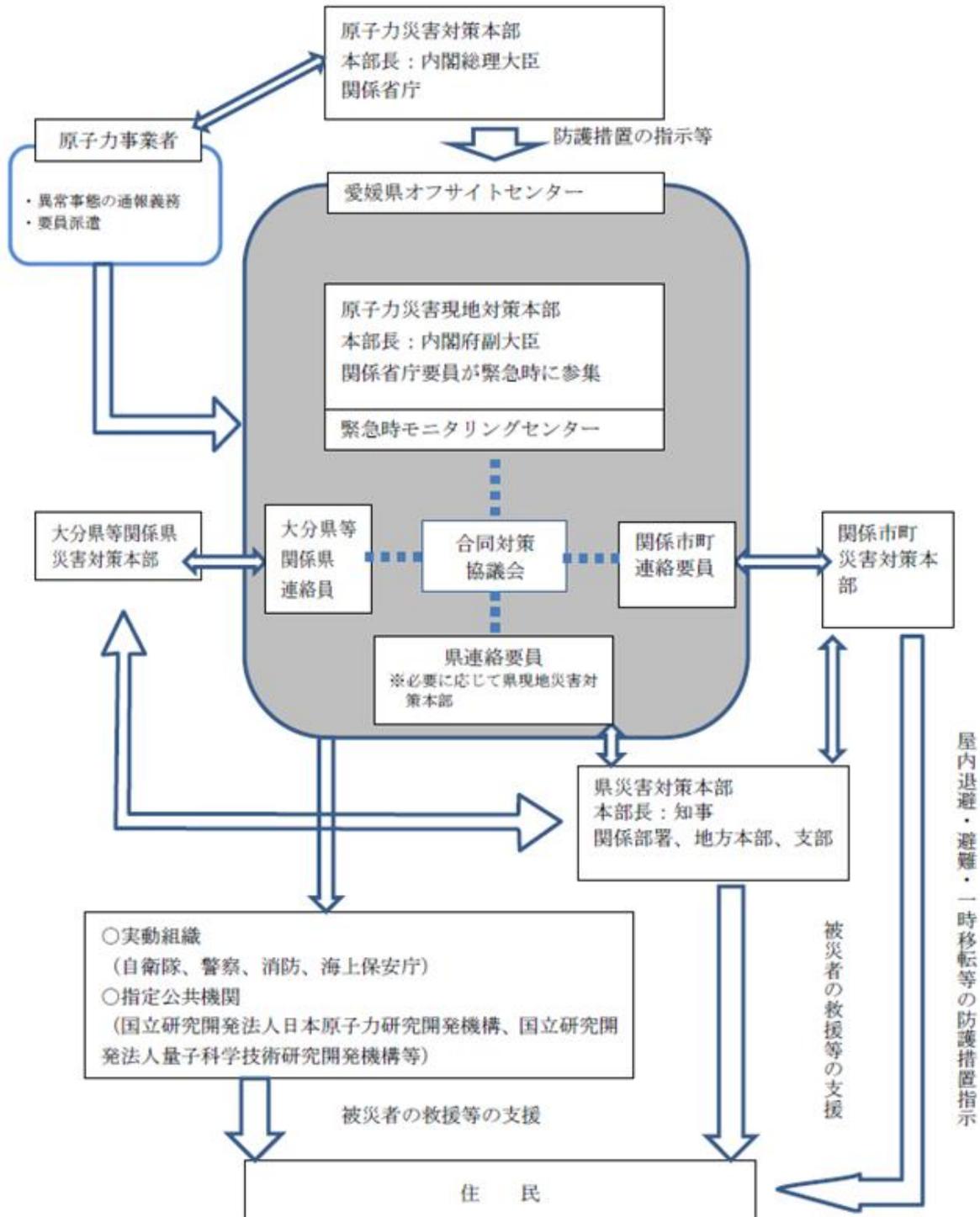
■四国電力株式会社

- 1 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事
- 2 原子力発電所の防災管理に関する事
- 3 従業員等に対する教育及び訓練に関する事
- 4 電力供給の確保に関する事
- 5 発災施設の応急対策及び復旧に関する事
- 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事
- 7 緊急時モニタリングの実施又は協力に関する事
- 8 原子力災害医療の実施及び協力に関する事
- 9 汚染拡大防止措置に関する事
- 10 その他、県、重点市町及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関する事

第5章 広域的な活動体制

第1節 原子力災害時における広域応援協力体制

国などから派遣される専門家を含め、関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制は次によるものとする。



第2編 原子力災害事前対策

原子力災害事前対策は、原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、原子力防災に関する施設の整備点検及び物資・資機材の備蓄、整備、点検並びに原子力防災訓練等について定め、その実施を図るものとする。

第1章 発電所における予防措置等の責務

原子力発電所における予防措置等の責務を明確にし、安全を確保する。

第1節 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに県及び伊方町との間で締結している安全協定、県及び八幡浜市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

第2節 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、原災法等に基づき、あらかじめ、防災組織を定め、必要な要員を確保するなど、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に入出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、重点市町及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制に万全を期することとする。

第3節 発電所における立入検査の同行

市は、県及び伊方町と連携して、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努める。

また、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に実施されていることを確認するために、県が立入検査等を実施する際に、市が県及び原子力事業者との間で交わしている覚書に基づいて同行を申し出ることとする。

第2章 災害応急体制の整備

国及び県、市、関係機関、原子力事業者等は、平常時から原子力災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関との密な連携体制を構築するものとする。

第1節 防災体制の整備

- (1) 市は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策等を定めた地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、緊急事態応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について徹底を図る。
- (2) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制及び防災対策等の緊急時対応について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。
- (3) 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、県や重点市町、関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、県を通じて、平常時より、国の上席放射線防災専門官（伊方担当）と密接な連携を図るものとする。
- (4) 市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。
- (5) 市は、県や国、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備（人員、車両等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保）を行うものとする。

第2節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の活用

- (1) 市は、県及び国と連携して、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する。このための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用する。
- (2) 市、県、国及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理する。また、オフサイトセンター派遣職員の予備的な交代要員を確保しておく。

第3節 愛媛県オフサイトセンターの概要

愛媛県オフサイトセンターの所在地等は、次のとおりである。

所在地	原子力発電 所からの距 離	代替センター1	代替センター2
西予市宇和町 卯之町5丁目175-3	24km	愛媛県庁 (松山市一番町4丁目4-2)	砥部町文化会館 (伊予郡砥部町宮内1410)

第3章 通信連絡体制の整備

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互及び住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速、確実を図るため、通信連絡体制を整備する。

第1節 通信連絡網の整備

原子力災害時において、市内部及び外部機関との連携並びに住民などに対する迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、市において平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備する。また、機器等の耐震化や浸水に対する対応を考慮した非常用電源設備（補充用燃料や予備電源を含む）及び通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備を行うとともに、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努める。

- (1) 市防災行政無線（屋外子局・戸別受信機）
- (2) IP無線
- (3) 消防無線
- (4) 携帯電話会社が提供する緊急速報メール
- (5) その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

第2節 通信連絡体制の確立

- (1) 市及び各機関は、原子力災害時における庁内、各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正な管理を行う。また、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるような代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、孤立防止対策用衛星電話等の配備について確認し、その取扱い及び運用方法等の習熟に努める。その他、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。なお、漁業無線を使用した船舶等への指示について、愛媛県無線通信協議会との連携に努める。
- (2) 市は、災害対策本部に意見聴取、連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第3節 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県、国、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、県及び国と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。
- (3) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。
- (4) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティFM放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、スマートフォン向けアプリ、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第4章 環境放射線モニタリング体制の整備

市、国、県及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

第1節 環境放射線モニタリング資機材等の整備

- (1) 県は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、平常時から次の環境放射線モニタリング資機材を整備・維持管理するものとする。
 - ア 固定観測局（モニタリングステーション、モニタリングポスト）
 - イ 通信機能付き電子線量計
 - ウ 大気中放射性物質濃度観測局（ダストモニタ、大気モニタ、ヨウ素モニタ）
 - エ 可搬型モニタリングポスト
 - オ モニタリングカー
 - カ 環境放射線監視テレメータシステム
 - キ ゲルマニウム半導体検出器
 - ク その他環境モニタリングに必要な資機材（ガンマ線サーベイメータ、積算線量計等）
- (2) 国（原子力規制委員会等）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を常時整備・維持管理するものとする。

第2節 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度の測定等）については、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への評価に資する観点から、国の技術的支援の下、県及び原子力事業者が実施する。
- (2) 緊急時モニタリングについては、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、原子力規制委員会、関係省庁、県、重点市町及び原子力事業者等が連携して実施する。
- (3) 市は、県が原子力災害対策指針等に基づき、国、重点市町、関係機関及び原子力事業者と協力して、緊急時モニタリングの体制等を定める「緊急時モニタリング計画」の策定に協力する。
- (4) 市、県、国、関係機関及び原子力事業者は、平時から定期的な連絡会や操作訓練、操作講習会等を実施し、意思疎通を深めるほか、操作方法の習熟と資機材を適正に管理することにより、測定方法の質の維持・向上等に努める。

第5章 災害警備計画への協力

市は、県警察が、原子力災害の発生に際し、原子力事業者との連絡や災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を的確に実施することができるよう、警察本部及び八幡浜警察署それぞれにおいて策定された原子力災害警備計画へ全面的に協力する。

第6章 原子力災害医療体制の整備

市は、県、国及びその他医療機関等と連携し、原子力災害医療を迅速かつ的確に実施するため、災害の広域化や長期化を想定した原子力災害医療体制を整備する。

第1節 原子力災害医療体制の整備

- (1) 市は、実効的な原子力災害医療が実施されるよう、県、国、医療機関、原子力事業者等関係機関と連携を図るものとする。
- (2) 市は、国、県等が実施する原子力災害医療に係る訓練、研修等に職員を参加させ、原子力災害医療に係る人材の育成に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第2節 原子力災害医療資機材等の整備

市及び県、日本赤十字社、原子力災害医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力のもと、それぞれの役割に応じ、原子力災害医療を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等必要な資機材の整備・維持管理に努める。

第3節 安定ヨウ素剤の配備体制

- (1) 原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、周辺住民用に県が備蓄する安定ヨウ素剤の配布手順をあらかじめ関係機関と協議し、迅速かつ確実に配布できる体制づくりを構築する。
- (2) 市は、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性がある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、県が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、県と協力の上、事前に住民に配布することができる体制並びに緊急時に住民等に対して安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する。
- (3) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県と協力の上、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配布する。なお、配布に際しては、調査票や問診等により禁忌者やアレルギーの有無の把握に努める。
- (4) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行う場合には、県と協力の上、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。また、事前配布した安定

ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。

- (5) 市は、緊急時の安定ヨウ素剤の配布手順などを明確にし、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (6) 県は市と協力のうえ、安定ヨウ素剤服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受け入れの協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

第7章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる防護資機材等の整備・維持管理を行う

また、市及び関係機関等は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、必要な防災資機材の整備等に努める。

第1節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、原子力災害時における緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材、また、住民避難誘導等に必要な資機材を整備・維持管理する。

なお、資機材について、資機材名、備蓄・配備状況（数量、配備場所、管理担当）を資料編に明示する。

第2節 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

市は、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努める。

また、防災関係機関が開催する放射線防護資機材等の操作講習会に積極的に職員を参加させ、技術修得に努める。

第8章 避難収容活動体制の整備

市は、県の広域避難計画に基づき、原子力災害時において、安全かつ迅速な避難ができるよう避難方法等を定めた住民避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

住民避難計画の作成に当たっては、関係機関と調整の上、あらかじめ指定避難所、避難経路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。また、指定避難所及び避難経路を市のホームページに掲載するほか、指定避難所及びその周辺道路に案内標識や誘導標識等を配置するなど、原子力災害時において住民の速やかな避難に向けた情報の周知を図る。

県の広域避難計画及び市の住民避難計画に基づき、学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行うものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症の自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、平常時から県や保健所、関係部局との連携に努める。

第1節 指定避難所等の指定

- (1) 本市は、全域がUPZ圏域に含まれており、原子力災害時の避難は市域外となるため、受入先自治体及び県の支援、協力を得て、施設所有者・管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部局と連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

指定避難所の指定に当たっては、以下の内容に配慮する。

- ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。
- イ 指定避難所については、避難者の感染予防や良好な避難所生活に必要な面積を可能な限り確保するために適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定に当たっては、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

ウ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (2) 県は、市と連携し、指定避難所及び避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定める。なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう市に助言する。
- (3) 市及び県は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第2節 避難経路の指定

- (1) 市は、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、避難計画においてあらかじめ複数の避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。
- ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする。
- イ 避難経路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。
- (2) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、広域避難計画においてあらかじめ複数の広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

第3節 住民避難計画

(1) 市の住民避難計画

市は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。なお、計画作成時においては、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図るものとする。

- ア 指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- イ 指定避難所等への経路及び誘導方法
- ウ 避難に際しての注意事項
- エ 指定避難所等の開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- オ 指定避難所等の管理に関する事項
- (ア) 指定避難所等における住民登録の実施
- (イ) 避難収容中の秩序保持
- (ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

- (㉔) 避難住民に対する相談業務
- カ 災害時における広報
 - (㉕) 広報車による周知
 - (㉖) 避難誘導員による広報
 - (㉗) 住民組織を通じての広報
 - (㉘) 住民からの問合せに対する対応

(2) 広域避難計画

- ア 県は、市と連携し、市の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を作成する。
- イ 広域避難計画の作成に当たり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整の上、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、併せて、関係機関と協力して、避難の長期化に対応した物資の確保、治安、環境衛生の維持を図る。
- ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、市に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。
- エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。
- オ 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- カ 市は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受け入れ可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

(3) 防災上重要な施設の管理者の注意事項

学校、工場、地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に注意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、指定緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

第4節 指定避難所等の設備及び資機材の配備

市は、避難及び指定避難所等に必要な次の設備及び資機材を、要配慮者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮の上あらかじめ配備し、又は必要な時には、速やかな配備、輸送を実施するために、平素からその準備を行う。

- (1) 通信機材（衛星携帯電話等）
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む）
- (4) 食料、飲料水、常備薬
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設便所（洋式トイレ）
- (11) マット、簡易ベッド、毛布
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) テレビ、ラジオ、空調設備
- (16) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等
- (17) マスクや消毒液等の衛生資機材
- (18) その他必要と思われる資機材

また、市は、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

第5節 避難行動要支援者名簿の作成等

市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、市は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に対して十分配慮する。

(1) 市の活動

ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

- (イ) 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

- (イ) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (ウ) 市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成する。個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (エ) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿等の情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (オ) 市は、地区防災計画が作成される場合において、個別避難計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

市は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成するものとする。また、地域ぐるみの協力のもとに誘導支援者を配置する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難体制の確立

市は、避難支援者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。

また、指定避難所等や避難経路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。

エ 防災教育・訓練の充実

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練への参加等の充実強化を図る。

オ 一時滞在者への配慮

市は、観光や仕事等での一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

(2) 社会福祉施設等管理者の活動

ア 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、同管理者は市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、市の協力を得て、原子力災害時における施設利用者等が適切な行動をとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練等を定期的実施するよう努める。

エ 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、原子力災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

オ 避難計画の作成

社会福祉施設等管理者は、市、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

(3) 病院等医療機関管理者の活動

ア 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、市、県、その他の市町と連携を図りながら、原子力災害時の協力体制づくりに努める。

イ 避難計画の作成

病院等医療機関管理者は、市、県、その他の市町と連携し、原子力災害時の避難における誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成する。

第6節 輸送手段の確保

市は、住民が迅速かつ安全に避難するために、市有車両、運転手等の状況を把握するほか、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備し、輸送手段を確保する。

第9章 緊急物資の確保

市、国、県等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活や安全の確保のため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努める。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

市は、原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品の確保について平常時から次の措置を行うほか、住民においても、自主的に食料等の備蓄に努めるものとする。

1 市の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄を行う。
- (2) 市における緊急物資流通在庫調査を実施する。
- (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部の備蓄を行う。
- (4) 市における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- (5) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。
- (7) 給食計画を策定する。

2 住民の活動

- (1) 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- (3) 自主防災組織等を通じて住民が相互に助け合う活動を推進する。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

第2節 飲料水等の確保

原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、飲料水の確保について平常時から次の措置を行う。

1 市の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等、応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水に関する啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

2 住民及び自主防災組織の活動

(1) 住民（家庭）における貯水

- ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち3日分程度を非常持出用として準備）。
- イ 貯水は、水道水等の衛生的な水を用いる。
- ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
- イ 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

第3節 医薬品、医療資機材等の確保

原子力災害が発生した場合の避難住民の生活を円滑にするため、市は、県医療対策課、八幡浜保健所等と連携して、避難生活に必要な常備薬・医療資機材等の確保に当たる。

また、必要により、市が救護所用に備蓄した薬剤、医療資機材などを転用する。

第10章 防災知識の普及

市は、国、県と協力して、防災対策の円滑な実施を確保するため、災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及、啓発に努めるものとし、教育機関、民間団体、自主防災組織等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施する。

また、市は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図る。

第1節 市職員に対する教育

災害発生時において市職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するため、国や県等の関係機関が実施する原子力防災対策に関する研修会等に職員を派遣するほか、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修の開催等により防災教育を実施するとともに、職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するための次のような教育を行い、資質の向上に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）と市の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、職員行動マニュアルの作成）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、所属職員に対し、十分な周知を図る。

また、各部局等は所轄事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

第2節 教職員及び児童・生徒に対する教育

市は、市教育委員会及び学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童・生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）をもとに、防災に関するマニュアル及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定する。

なお、市は、原子力災害時における児童・生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、学校・保育所等の教職員等に対し、原子力防災に関する研修会を開催し、原子力防災に関する理解の促進を図る。

第3節 住民等に対する防災知識の普及

市は、原子力災害発生時に住民が適切な行動ができるよう、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発の内容

- ア 原子力災害に関する一般的知識
- イ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- エ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- オ 指定避難所等、避難路、その他避難対策に関する知識
- カ 非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- キ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- ク 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 要配慮者への支援に関する知識
- サ 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- シ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、インターネット、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、資料映像等の利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 自主防災組織を通じての研修会の開催
- カ 原子力防災訓練の実施

(3) 社会教育を通じての啓発

市及び市教育委員会は、PTA、婦人会、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(4) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

(5) 災害教訓の伝承

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(6) 人権意識の啓発

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第4節 住民及び事業者の活動

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第11章 原子力防災訓練の実施

放射性物質等の大量放出によって、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力緊急事態応急対策及び伊方地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は現地で、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定したシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫する。特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を地域原子力防災協議会において協議する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、市は、県及び原子力事業者等と連携し、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に共同して参加する。

第1節 原子力防災訓練の実施

市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める緊急事態応急対策及び伊方地域の緊急時対応を迅速かつ適切に実施できる体制づくりと、住民に対する防災意識の啓発を図るため、国、県及び関係機関との連携のもと、原子力防災訓練を実施する。

原子力防災訓練の実施に当たり、原子力事業者は、これに全面的に協力する。

第2節 原子力防災訓練の実施項目

原子力防災訓練の実施項目は、次の項目の中から訓練想定に適合するものを実施する。総合的に実施する訓練については、伊方地域原子力防災協議会において検討することとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時モニタリング訓練
- (3) 原子力災害医療活動訓練
- (4) 自衛隊等災害派遣要請訓練
- (5) オフサイトセンター運営訓練
- (6) 原子力災害広報訓練
- (7) 原子力災害対策本部設置訓練
- (8) 自主防災組織活動訓練
- (9) 住民避難・誘導訓練
- (10) その他緊急事態応急対策に必要な訓練

第3節 原子力防災訓練の実施方法

市は、原子力防災訓練に住民参加を呼びかけるだけでなく、要配慮者にも広く参加を促す等、住民の原子力防災に係る意識向上に努める。

第4節 原子力防災訓練実施後の評価等

市は、原子力防災訓練を実施した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に活用する。

国が参加する総合的な防災訓練の際には、地域原子力防災協議会において、実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、訓練に参加した各機関でこれらを共有するものとする。市は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

第5節 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとされている。

市は、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

第12章 原子力発電所上空の飛行規制

第1節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」(抄)

〔 昭和44年7月5日付空航第263号
運輸省航空局長から地方航空局長あて通達 〕

- 1 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること
- 2 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書きの許可は行わないこと

【参考】航空法(昭和27年法律第231号)

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第13章 ヘリコプターの運航

第1節 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、原子力災害が発生した場合の緊急事態応急対策を迅速かつ確実に実施するため、県、県警察、自衛隊、海上保安部等のヘリコプター運航に係る地上支援に必要な体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時には、臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行う。

なお、ヘリコプターを要請する状況は、おおむね次の活動を想定する。

- (1) 原子力災害事前対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練への参加
 - ウ 住民への事前対策の広報
- (2) 緊急事態応急対策活動
 - ア 被災状況の把握
 - イ 被災地への救援物資、消防用資機材の輸送及び要員の搬送
 - ウ 原子力災害時における空中モニタリング
 - エ 住民への災害情報の伝達
- (3) 救急救助活動
 - ア 被災した負傷者の救急搬送
 - イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
 - ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
 - エ 中高層建築物にとり残された被災者の救助

第14章 広域応援体制の整備

市、県及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結する等して広域的な応援体制を確立する。

第1節 広域応援体制の整備

(1) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援要請、並びに必要な応じて被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について、必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行うほか県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、関係消防機関及びその他の消防機関による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制の整備に努めるものとする。

市は、この運用における県への要請手順及び受入体制の整備に努めるものとする。

(3) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

市は、この運用における県への要請手順及び受入体制の整備に努めるものとする。

第15章 防災対策資料の整備

市、県、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布等、防災対策上必要な資料を整備する。

第1節 社会環境に関する資料の整備

- (1) 周辺地域の地図
- (2) 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- (3) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、社会福祉施設等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- (4) 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地
- (6) 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- (7) 医療機関の状況
- (8) 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）
- (9) ライフラインの状況
- (10) 鉄道（時刻表含む。）

第2節 放射能影響推定に関する資料

- (1) 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度）
- (2) 周辺地域の海象状況
- (3) 固定観測局の配置図、空間放射線量率の予定測定地点図及び環境試料の予定採取地点図
- (4) 線量推定計算に関する資料
- (5) 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値）
- (6) 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- (7) 農林水産物の生産及び出荷状況
- (8) 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け

第3節 原子力施設（事業所）に関する資料

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子力事業所の施設の配置図

第16章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

市は、国及び県と連携して事故の状況把握に努め、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難の指示等、一般公衆の安全を確保するための体制を整備するものとする。

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第17章 複合災害対応に係る体制整備

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合(以下「複合災害時」という。)に備えて、必要な体制の整備を行う。

第1節 複合災害に係る応急体制の整備

- (1) 市は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努める。
- (2) 市は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域応援体制の整備に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努める。

第3節 避難・退避実施体制の整備

(1) 避難誘導計画の整備

市は、避難誘導計画の作成に当たり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成する。また、必要に応じて、県に作成の支援を求める。

(2) 指定避難所等の確保及び設置運営

ア 市は、県やその他の市町と協力し、複合災害時の指定避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図る。

イ 市は、広域的な避難に備え、県やその他の市町等に対し、避難の受入れ体制や指定避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図る。

第4節 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時における住民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第5節 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と協力し、複合災害時においても、周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努める。

第6節 避難路等の整備

- (1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難路となる道路の整備や補強対策を実施する。なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策を実施する。
- (2) 港湾・漁港管理者は、防災拠点となる港湾・漁港について、補強対策等を実施する。

第3編 緊急事態応急対策

災害の拡大を防止し、又は軽減するため、市、県、国、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生を防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと緊急事態応急対策に万全を期する。

第1章 応急措置の概要

応急措置を分担実施すべき防災関係機関（市を所管する指定地方行政機関、地方公共機関等）と分担内容は次のとおりとする。

第1節 市のとるべき措置

- (1) 住民広報の実施
- (2) 緊急時モニタリングへの参画
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 指定避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 原子力災害医療の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) 相談窓口の設置
- (16) その他必要な応急対策の実施

第2節 県のとるべき措置

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の報告受理
- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示の伝達等

- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町又は他県への避難者受入要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務従事者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 原子力災害医療の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示の伝達等
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等の指示
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる緊急事態応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

第3節 関係機関のとりべき措置

市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の実施すべき応急措置の概要は、次のとおりである。

- (1) 災害情報の県、市等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、市の要請に基づく救援の実施
- (4) 県、市と一体となった緊急事態応急対策の実施
- (5) その他必要な応急対策の実施

第4節 原子力事業者のとりべき措置

- (1) 災害情報の国、県、重点市町、関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (4) 原子力災害医療の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) 自衛防災組織による防災活動の実施
- (7) その他、県、重点市町及び関係機関等の行う緊急事態応急対策に対する全面的な協力

第2章 市災害対策本部の設置

第1節 市災害対策本部の設置等の基準

市長は、原子力発電所に係る防災対策については、次の判断基準に基づき、県と連携し災害対策本部設置の設置を行う。

市災害対策本部設置等の判断基準

判断基準		本部の設置等	市の主な対応
	(1)警戒事態に該当するおそれがあるとき (2)その他市長が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置(第1配備)	① 原子力事業者からの異常事象発生 等の報告受理 ②立入調査の同行 ③被害状況の把握及び情報の収集
Aレベル	(1)警戒事態が発生したとき(別表1) (2)その他市長が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置(第2配備)	①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部との連携 ②災害対策本部会議の開催 ③県との対策協議 ④住民広報の実施 ⑤立入調査の同行 ⑥防災関係機関への連絡 ⑦緊急時モニタリングの準備 ⑧緊急時モニタリング協力の準備 ⑨その他必要な災害応急対策
Bレベル	(1)施設敷地緊急事態が発生したとき(別表2) (2)その他市長が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置(第3配備)	①国の現地事故対策連絡会議への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③県との対策協議 ④住民広報の実施 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥原子力災害医療の実施 ※ ⑦その他必要な緊急事態応急対策
Cレベル	(1)全面緊急事態が発生したとき(別表3) (2)その他市長が必要と判断するとき		①原子力災害合同対策協議会への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③県との対策協議 ④住民広報の実施 ⑤環境調査の実施 ⑥避難の勧告・指示 ⑦各方面への応援要請 ⑧緊急時モニタリングの実施 ⑨原子力災害医療の実施 ⑩その他必要な緊急事態応急対策

※：Bレベルに達しない場合においても、県災害医療対策部長(原子力災害医療調整官)が必要と認めた場合、県災害医療対策本部を設置し、原子力災害医療を実施するものとする。

別表1 警戒事態

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇(AL01)	【1、2、3号機】
(1) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15 μ Sv/hを超えたとき。	
(2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15 μ Sv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
2. 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ(AL11)	【3号機】
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。	
3. 原子炉冷却材の漏えい(AL21)	【3号機】
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。	
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。	
5. 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ(AL25)	【3号機】
非常用交流高圧母線一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機)(AL30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。	
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性(AL42)	【3号機】
燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。	
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。	
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。	
11. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53)	【3号機】
重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。	

警戒事態を判断するEAL	
12. 外的事象(自然災害の発生)	
(1)大地震の発生 伊方町内において、震度6弱以上の地震が発生した場合	【1、2、3号機】
(2)大津波警報の発表 伊方町沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合	【1、2、3号機】
(3)その他 四国電力伊方発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。	【3号機】
13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	【1、2、3号機】
(1)オンサイト総括が警戒事象と認める事象 オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。	
(2)その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。	

各項目中の()内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

別表2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01)</p> <p>四国電力株式会社が設置している放射線測定設備(No.1~4 モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1)1 または 2 地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2)1 または 2 地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02)</p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1)1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2)1号機格納容器排気筒</p> <p>(3)2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4)2号機格納容器排気筒</p> <p>(5)3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6)3号機格納容器排気筒</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出(SE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。	
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能(SE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。	
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。	
9. 非常用交流高圧母線の30分以上喪失(3号機)(SE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。	
10. 直流電源の部分喪失(SE27)	【3号機】
非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。	
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)(SE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
13. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	
14. 2つの障壁の喪失または喪失可能性(SE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	
15. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)	【3号機】
炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	
16. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	
17. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	
18. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53)	【3号機】
火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	

施設敷地緊急事態を判断するEAL

19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55)

【1、2、3号機】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。

各項目中の()内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

別表3 全面緊急事態

全面緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01) 【1、2、3号機】</p> <p>四国電力株式会社が設置している放射線測定設備(No.1~4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1)1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。</p> <p>(2)1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02) 【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1)1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2)1号機格納容器排気筒</p> <p>(3)2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4)2号機格納容器排気筒</p> <p>(5)3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6)3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03) 【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出(GE04) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場合において5mSv/h以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出(GE05) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場合において、放射能水準が$500\mu\text{Sv/h}$の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質が検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	

全面緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故(GE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。	
7. 全ての原子炉停止の失敗(GE11)	【3号機】
原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。	
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。	
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。	
10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。	
11. 全直流電源の5分以上喪失(GE27)	【3号機】
全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。	
12. 炉心損傷の検出(GE28)	【3号機】
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)	【3号機】
蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。	
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(3号機)(GE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
15. 格納容器圧力の異常上昇(GE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	
16. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ(GE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	
17. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。	

全面緊急事態を判断するEAL

18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)

【1、2、3号機】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

各項目中()内に記載している番号(GE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

第2節 市の配備体制

市は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

原子力災害時における職員の配備体制

配 備 区 分	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
災害対策本部 (第1配備)	Aレベル(警戒事態)に該当するおそれがあるとき	情報収集活動、情報通信活動の準備、住民広報の準備などを実施する体制	左記の災害応急対策業務に必要な人員 ※災害応急業務の必要にあわせて順次配備人員を拡大
災害対策本部 (第2配備)	Aレベル (警戒事態)	情報通信活動、防災資機材の準備、立入調査の同行、住民広報、住民避難計画で指定する公共施設の開設準備、安定ヨウ素剤の配布準備、発電所周辺の緊急時モニタリングの準備などの環境調査等を実施する体制	左記の災害応急対策業務に必要な人員 ※災害応急業務の必要にあわせて順次配備人員を拡大
災害対策本部 (第3配備)	Bレベル (施設敷地緊急事態)	緊急時モニタリングへの参画、住民広報の強化、住民避難計画で指定する公共施設の開設など緊急事態応急対策を実施する体制	全職員
	Cレベル (全面緊急事態)	大規模な災害に対し、住民の広域避難の準備をするなど、市の全力をあげて防災活動を実施する体制	

第3節 職員の動員計画

(1) 行動マニュアル

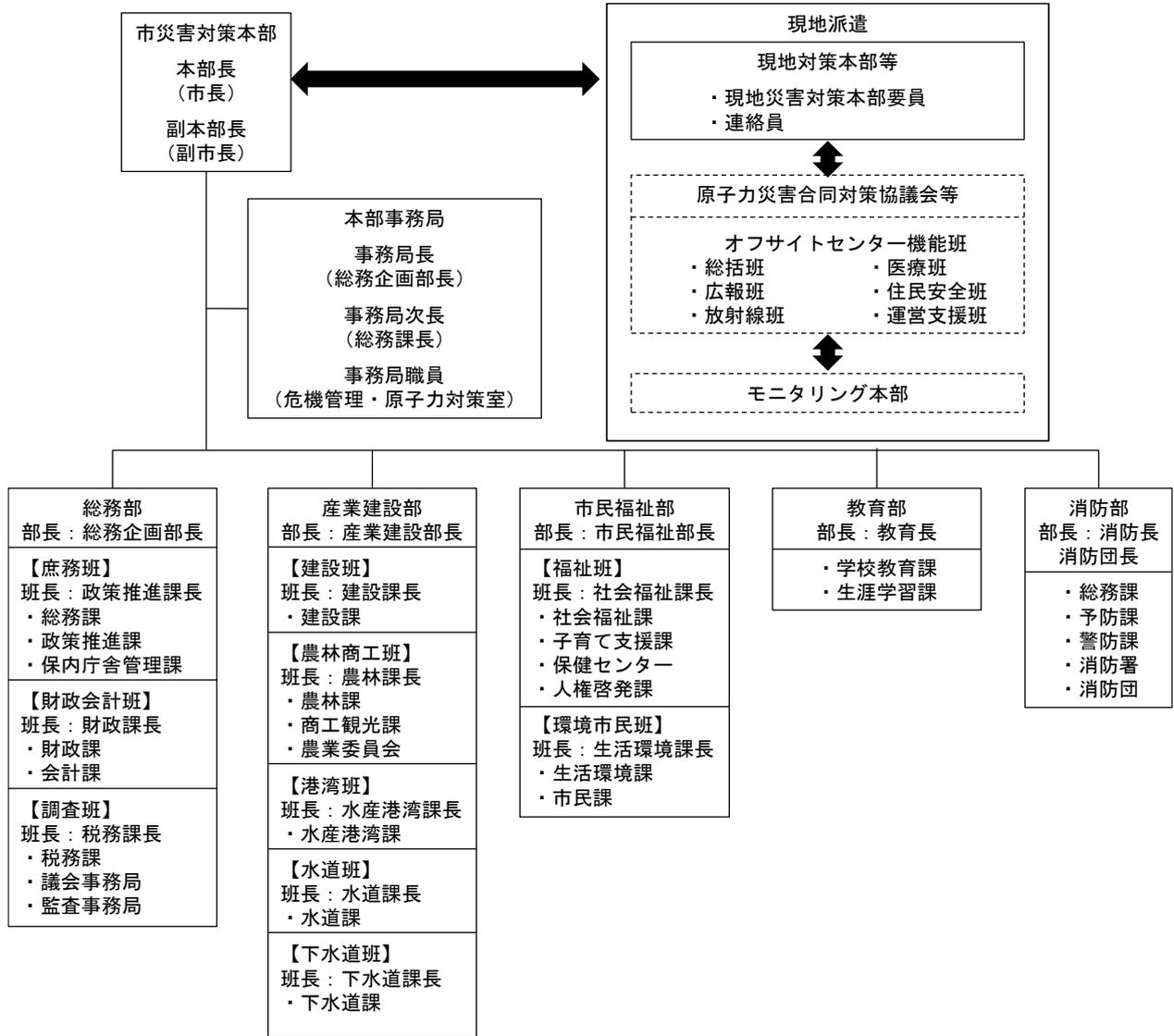
市長は、配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

(2) 勤務時間外の動員

関係職員は、勤務時間外に要請を受けた場合は、直ちに登庁し、配備に着くものとする。また、テレビ、ラジオ等により災害の発生を覚知した場合においても、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合に、直ちに登庁する。

なお、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市長が指定する初動体制によって被害状況の把握等を行うとともに、緊急事態応急対策を実施する。

第4節 八幡浜市災害対策本部体制図



■現地災害対策本部への派遣

班名	担当部署	役割
現地災害対策本部要員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 現地災害対策本部で必要な地域情報の提供 状況の把握、機能班への伝達 市災害対策本部との連携、情報伝達
連絡員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、オフサイトセンター機能班、現地災害対策本部間の連絡

■オフサイトセンター機能班への派遣

班名	担当部署	機能	役割
総括班	総務部	統合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会の運営 ・機能班間連絡・調整 ・ERCチーム総括班、県、重点市町本部等との連絡調整
広報班	総務部	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの問合せ等への対応 ・ERCチーム広報班、県、市本部等への情報共有 ・報道機関への対応 等
放射線班	市民 福祉部	緊急時モニタリング 結果の収集・整理、飲 食物の出荷制限・摂 取制限に係る調整及 び放射性物質汚染に 係る調整	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料作成 ・除染に関する企画立案 等
医療班	市民 福祉部	被災者の医療活動の 把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療活動の調整 ・避難退域時検査、簡易除染、原子力災害医療に係る情報収集 ・ERCチーム医療班等との連絡・調整 等
住民安全班	市民 福祉部	住民防護対応及び社 会秩序の維持等、住 民の安全確保に係る 活動の状況把握と調 整	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整 等
運営支援班	産業 建設部	原災現地本部におけ る後方支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・参集者の食料等の確保 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 等
プラントチ ーム※	—	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント状況に関する情報提供 ・事故情報の把握及び進展予測 等
実動対処班 ※	—	実働組織との連絡調 整 輸送及び物資調達 の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・実働省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実働対処班等との連絡・調整 等

※プラントチーム、実動対処班は原子力事業者及び自衛隊、海上保安本部等の職員で構成される。

■非常配備に関する基準

本部体制		災害対策本部			
配備時期		第1 配備	第2 配備	第3 配備	
配 備 人 員	本部事務局	全員	全員	全員	
	総務部	1 人	1 人	1 人	
	オフサイト センター	合同対策協議・機能班	—	—	総括班 広報班
	庶務班	総務課	全員	全員	全員
		政策推進課	5 人	全員	
		保内庁舎管理課	2 人	全員	
	財政会計班	財政課	6 人	全員	全員
		会計課	2 人	全員	
	調査班	税務課	4 人	8 人	全員
		議会事務局	2 人	全員	
		監査事務局	1 人	全員	
	産業建設部		1 人	1 人	1 人
	オフサイト センター	合同対策協議・機能班	—	—	運営支援班
	建設班	建設課	10 人	全員	全員
	農林商工班	農林課	8 人	全員	全員
		商工観光課	2 人	3 人	
	港湾班	水産港湾課	8 人	全員	全員
	水道班	水道課	4 人	全員	全員
	下水道班	下水道課	5 人	全員	全員
	市民福祉部		1 人	1 人	1 人
オフサイト センター	合同対策協議・機能班	—	—	放射線班 医療班 住民安全班	
福祉班	社会福祉課	7 人	12 人	全員	
	子育て支援課	3 人	全員		
	保健センター	10 人	20 人		
	人権啓発課	2 人	全員		
環境市民班	生活環境課	4 人	8 人	全員	
	市民課	5 人	12 人		
教育部	学校教育課	6 人	全員	全員	
	生涯学習課	6 人	全員		
消防部	消防本部 消防団	※1	※1	※1	

※1 消防部のうち八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、八幡浜地区施設事務組合消防災害対策本部配備要綱による配備とし、八幡浜市消防団においては消防署の所管のもとに行動する。

第5節 八幡浜市災害対策本部の業務

■ 本部事務局

班 名	分 掌 事 務
本部事務局 総括：総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に関する事 2 災害対策本部等の総括に関する事 3 現地対策本部及びオフサイトセンターとの連絡調整に関する事 4 国、県及び関係協力機関に対する連絡、要請に関する事 5 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関する事 6 退避及び避難の指示伝達に関する事 7 国及び県から指示された警戒区域の設定に関する事 8 公共交通機関の情報に関する事 9 通信機関の情報収集及び取りまとめに関する事 10 県及び周辺市町に対する応援要請に関する事 11 他の地方公共団体からの応援受付に関する事 12 災害復興方針、災害復興計画の立案に関する事 13 災害対策全般の企画及び総合調整に関する事 14 災害情報の収集及び伝達に関する事 15 応急対策物品の調達に関する事 16 要員の参集に関する事 17 各部に対する指示・伝達に関する事 18 災害対策本部の解散に関する事

■ 各部各班

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部	庶務班	1 原子力災害に関する情報の収集・伝達に関すること 2 被害状況の調査の応援に関すること 3 住民に対する広報に関すること 4 報道機関との連絡及び相互調整に関すること 5 動員及び非常招集に関すること 6 本部長及び副本部長の秘書に関すること 7 緊急放送に関すること 8 災害記録及び災害広報資料の収集整備並びに提供に関すること 9 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 10 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員確保に関すること 11 食料、救援物資、資機材等の輸送に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	財政会計班	1 災害関係予算に関すること 2 車両の調達及び緊急輸送体制に関すること 3 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること 4 原子力災害対策用資機材の調達及び貸借に関すること 5 応急公用負担に関すること 6 被害に伴う経理に関すること 7 被害状況の調査の応援に関すること 8 災害補償費に関すること 9 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	調査班	1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること 2 危険区域の調査に関すること 3 り災証明の発行に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部 名	班 名	分 掌 事 務
産 業 建 設 部	建設班	1 災害情報の収集に関すること 2 交通の確保に関すること 3 交通状況の調査連絡に関すること 4 輸送車両の誘導に関すること 5 道路の管理全般に関すること 6 車両の駐停車場の確保に関すること 7 災害復旧の実施に関すること 8 土木、建築技術者及び従事者の確保に関すること 9 公営住宅、民間賃貸住宅の確保に関すること 10 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	農林商工班	1 商工物資の被害状況調査及び流通対策に関すること 2 農林水産物の被害調査に関すること 3 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること 4 農業被害拡大防止に関すること 5 農林、畜産、商工業関係の補助、融資に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	港湾班	1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること 2 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関すること 4 漂流物の処理に関すること 5 港湾、漁港施設関係の補助、融資等に関すること 6 水産関係の補助、融資等に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	水道班	1 飲料水の確保、供給に関すること 2 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 上水道及び簡易水道の衛生維持に関すること 4 水道の止栓等給水制限の実施に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	下水道班	1 下水道施設の被害調査に関すること 2 下水道の応急復旧及び排水処理に関すること 3 浄化センター、ポンプ場の運転管理に関すること ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部 名	班 名	分 掌 事 務
市 民 福 祉 部	福 祉 班	1 避難所、救護所の開設に関する事 2 被災者の医療措置及び協力に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療従事者の確保に関する事 5 医療品及び衛生資機材の供給確保に関する事 6 保健活動に関する事 7 災害救助に関する事 8 被災者の救助及びこれに必要な情報の収集に関する事 9 要配慮者の把握及び応急対策に関する事 10 保育所の災害対策に関する事 11 ボランティア活動の受入れ及び協力に関する事 12 汚染の除去に関する事 13 住民の所在把握に関する事 14 救援物資、義援金の受領及び配分に関する事 15 メンタルヘルス対策相談窓口の設置に関する事 ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する
	環 境 市 民 班	1 原子力災害発生時の緊急時モニタリングへの協力に関する事 2 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関する事 3 行方不明者等の届出に関する事 4 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 5 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関する事 6 防疫活動に関する事 7 ごみの収集及び処理に関する事 8 し尿の収集及び処理に関する事 9 仮設便所の設置及び管理に関する事 10 衛生、防疫資機材の調達に関する事 11 救援物資、義援金の受領及び配分に関する事 12 死体の埋葬、火葬に関する事 13 へい死獣の処理に関する事 ※状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する

部 名	分 掌 事 務
教 育 部	1 児童及び生徒等の応急対策に関すること 2 学校、その他避難施設の提供及び避難住民の受入れに関すること 3 学校の災害対策に関すること 4 避難所の開設に関すること 5 炊き出し等、被災者の食料供給に関すること 6 総務部の支援に関すること
消 防 部	1 退避及び避難等の誘導指示に関すること 2 防災関係機関との連絡調整に関すること 3 各分団との連絡調整、確認に関すること 4 被災状況等の把握並びに報告に関すること 5 火災等の警戒に関すること 6 隣接市町相互援助協力に関すること 7 被災者の救出、救助及び救急活動に関すること 8 災害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関すること 9 消防防災ヘリコプターの運航要請

第3章 各機関の活動体制

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市、国、県、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立する。また、各機関相互に緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1節 Aレベル（警戒事態）に至る恐れがある時の活動体制

(1) 市の活動体制

市は、Aレベル（警戒事態）に至る恐れがある場合、第1配備体制の配備要員を速やかに招集し、市災害対策本部を設置することにより、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備する。

第2節 Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、警戒事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立、災害対策本部の設置や応急対策の実施に必要な体制を確保する。

(2) 国の活動体制

ア 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は、原子力規制委員会と内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

イ 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び市に対して情報提供を行うものとする。

(3) 県の活動体制

ア 県災害警戒本部の設置

防災安全統括部長は、警戒事象の発生などAレベルに至ったと判断された場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、地方警戒本部・支部を、中予地方局、南予地方局・八幡浜支局に設置する。また、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議する。

イ 関係課長会議の開催

防災危機管理課長は、Aレベルに至った場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

ウ 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、現地災害警戒本部を設置した場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに南予地方局八幡浜支局（以下「八幡浜支局」という。）において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

エ オフサイトセンターの設営準備への協力

県（西予土木事務所等）は、Aレベルに至った場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力をを行う。

オ 愛媛県モニタリング本部の設置

県は、警戒事態に至った際には、速やかに愛媛県モニタリング本部を原子力センターに設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

(4) 市の活動体制

市は、警戒事態の通報がなされた場合、第2配備体制の配備要員を速やかに招集するとともに、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備し、オフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。また、愛媛県モニタリング本部への職員の派遣を実施する。

第3節 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

ア 施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合

原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとる。

イ 緊密な連携の確保

原子力事業者は、県の災害対策本部等に職員を派遣する等により、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

ウ 原子力レスキュー部隊の招集

原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行う。

エ オンサイト対応

原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせる。

また、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行う。

(2) 国の活動体制

ア 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）の対応

原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県及び重点市町等の緊急事態応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

また、上席放射線防災専門官（伊方担当）は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到達するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行う。

イ 関係省庁事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、当該施設敷地緊急事態に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する

ウ 現地事故対策連絡会議の開催

国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」による。

エ 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、オフサイトセンター及び愛媛県原子力センター等に緊急時モニタリングセンターを設置し、必要に応じた要員数等の調整を開始するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

(3) 県の活動体制

ア 災害対策本部の設置

施設敷地緊急事象発生などBレベルに至ったと判断された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国に連絡する。

イ 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

ウ 現地災害対策本部の設置

Bレベルに至った場合、災害対策本部長が、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部をオフサイトセンター(状況により代替オフサイトセンター等)に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

エ 現地災害対策本部の応援体制

中予地方局及び南予地方局(八幡浜支局含む。)は、現地災害対策本部の応援に当たる。

オ 東予地方局の応援体制

東予地方局(今治支局含む。)は、災害対策本部統括司令部の指示に従い、本部並びに現地災害対策本部の応援に当たる。

カ 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、緊急事態応急対策等の連絡調整を行う。

キ 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求める。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地等道府県は、速やかに応援体制を整える。

ク 緊急時モニタリングセンターへの参画

愛媛県モニタリング本部は、緊急時モニタリングセンター設置時に緊急時モニタリングセンターに再編されるものとし、緊急時モニタリングセンターの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 市の活動体制

市長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、第3配備体制の配備要員を速やかに招集し、応急対策の実施に必要な体制を確保するとともに、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員をオフサイトセンターに派遣するほか、緊急時モニタリングセンターの構成員として、職員の派遣を実施する。

第4節 Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制

(1) 国の活動体制

ア 原子力災害対策本部の設置

国は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 原子力災害合同対策協議会の設置

ア 原子力災害合同対策協議会の構成機関

国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織する。

イ 原子力災害合同対策協議会

原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営される。

ウ 全体会議

全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらの者から委任を受けた者等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営する。

エ 原子力災害合同対策協議会への専門家の出席

原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等の専門家を協議会に出席させ、その知見を十分に活用するよう努める。

オ 役割分担等

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておく。

カ 原子力緊急事態宣言発出後の現地情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に実施する。

(3) オフサイトセンターにおける機能グループ活動

国の現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部、重点市町の災害対策本部、原子力事業者等とともに、情報収集等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととする。

なお、機能グループの役割、構成員等その運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」による。

(4) 県の活動体制

ア 災害対策本部の体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、機能班が活動を開始した場合、それ以前に県現地災害対策本部等が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県は、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に「オフサイトセンター運営要領」に定める要員を派遣し、事故状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

(5) 市の活動体制

原子力緊急事態宣言が発せられた場合、市長は、全職員を招集し、県と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施する。

第4章 情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、緊急事態応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

第1節 Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡

原子力発電所から通報を受けた市は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じ八幡浜警察署、松山・宇和島海上保安部及び八幡浜地区施設事務組合消防本部に対し、通報連絡を行う。

第2節 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡

(1) 県、関係機関との密接な相互連絡体制の確立

市は、県、関係機関との間において、原子力事業者及び国（原子力規制委員会）から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、密接な相互連絡体制を確立する。

(2) 国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携

重点市町、県、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との密接な連携を図る。

第3節 Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡

(1) 原子力緊急事態宣言発出情報の連絡

内閣総理大臣は、全面緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

ア 常時継続的に必要な情報の共有

国の現地対策本部、県及び重点市町の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 認識の共有

原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部、県及び重点市町が相互に協力して作成したPAZ及び予防避難エリア内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、県及び重点市町や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。

また、放射性物質等が放出され、UPZ内において一時移転等が必要となった場合について、原子力災害合同対策協議会は、UPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について作成及び確認を行った後、県及び重点市町や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図る。

ウ 被害の状況等に関する情報連絡

各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

エ 原子力防災専門官

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、重点市町、関係機関、原子力事業者等の間の連絡調整等を引き続き行う。

第5章 通信連絡

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図る。

第1節 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は別表1のとおりとする。

(2) 通信連絡手段

ア 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用する。

イ 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図る。

ウ 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図る。

第2節 原子力災害時における住民等への指示の伝達等

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示の伝達等の系統は別表2のとおりとする。

指示に当たっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施する。

(2) 住民等への指示の伝達等の手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示の伝達等が必要な場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に周知する。

ア 市

- (ア) 市防災行政無線（屋外子局・戸別受信機）
- (イ) 広報車
- (ウ) インターネット、ソーシャルメディア、CATV
- (エ) 市のホームページ
- (オ) 拡声器
- (カ) 緊急速報メールサービス、市防災メール
- (キ) その他（区・自主防災会、消防団等）

イ 県

(ア) 広報車

(イ) ラジオ・テレビ・CATV、ホームページ、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア（ツイッター、フェイスブック）、ワンセグ放送、スマートフォン向けアプリ

(ウ) その他

ウ 県警察

(ア) 広報車

(イ) その他

エ 関係消防機関

(ア) 広報車

(イ) 拡声器

(ウ) その他

オ 原子力事業者

(ア) 広報車

(イ) その他

(3) 船舶等への指示伝達手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示する。

ア 市

(ア) 船舶

(イ) その他

イ 県

(ア) 船舶

(イ) 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）

(ウ) その他

ウ 県警察

(ア) 船舶

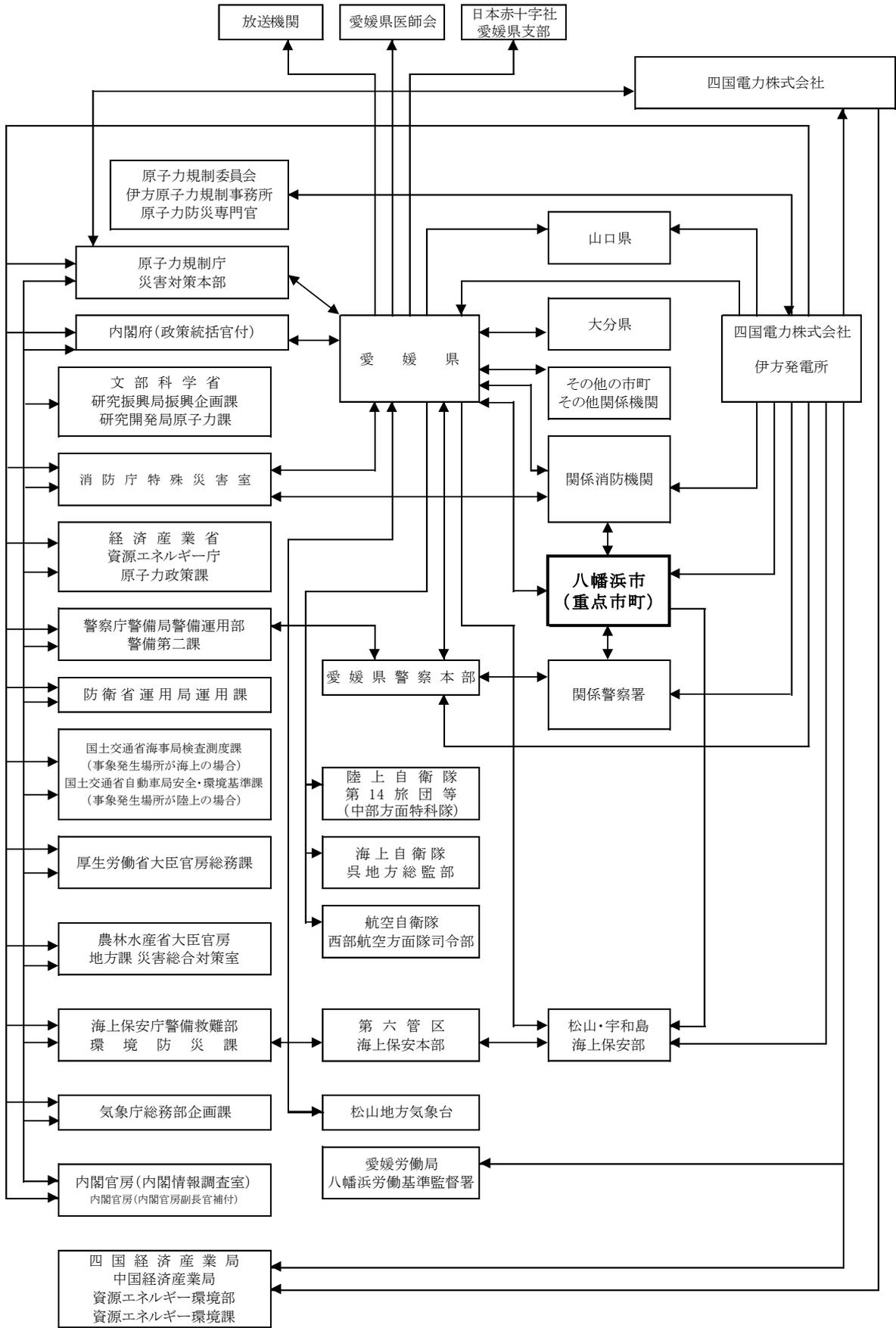
(イ) その他

エ 第六管区海上保安本部

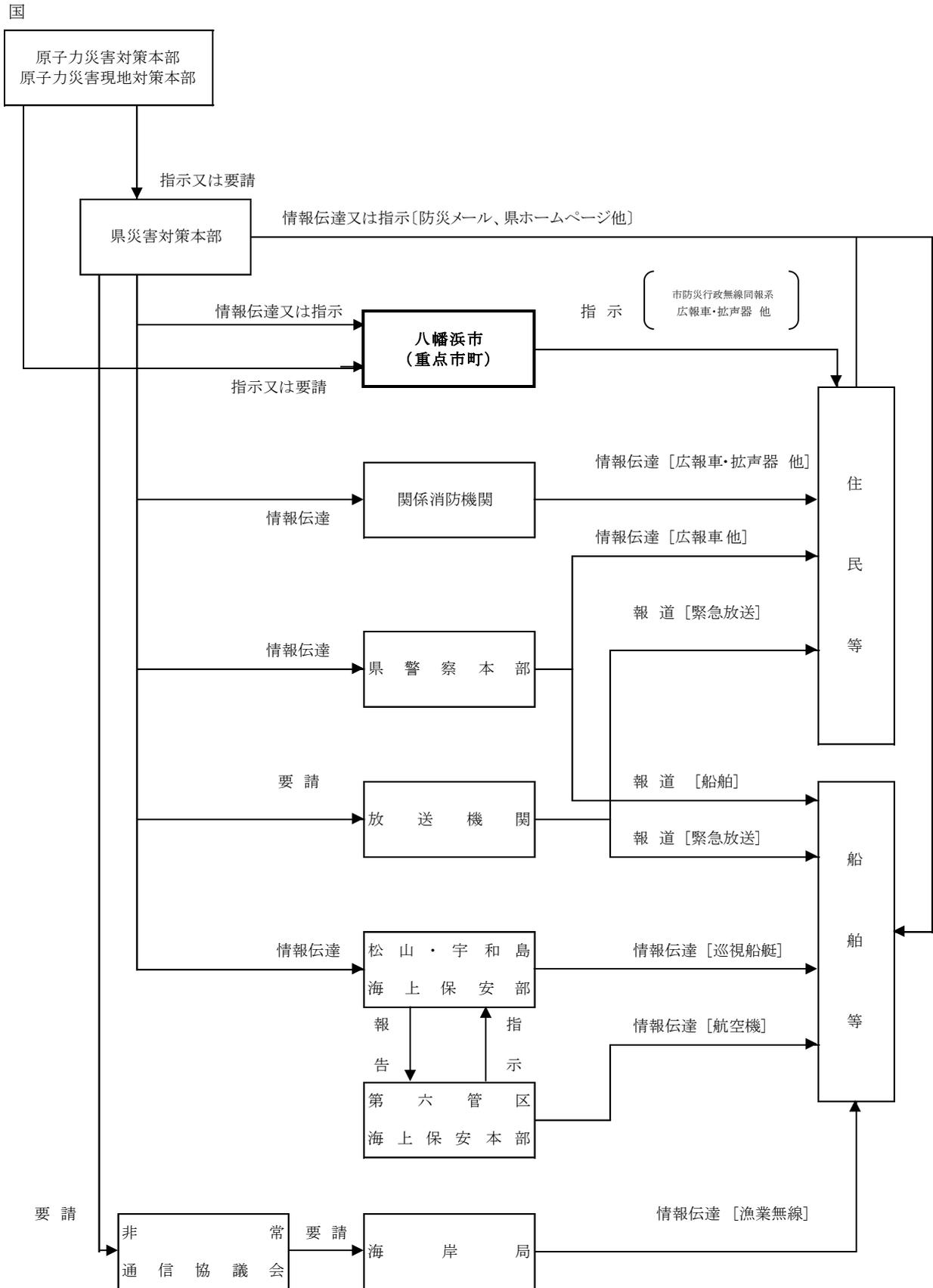
(ア) 巡視船艇・航空機

(イ) その他

別表1 災害時における通信連絡系統図



別表2 原子力災害時における住民等に対する指示等伝達系統図



第6章 広報・広聴活動

市は、国、県、関係機関及び原子力事業者との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認したうえで広報責任者が実施する。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等からの問合せ、要望、意見などに、適切に対応する。

第1節 市の活動

(1) 広報事項

市は、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携して、住民生活に密接に関係ある次の事項を中心に、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなど適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害・モニタリング等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所、指定避難所の指示
- カ 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- キ 医療救護所の開設状況
- ク 被災者等の安否情報
- ケ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- コ 自主防災組織に対する活動実施要請
- サ その他必要な事項

(2) 広報実施方法

市の保有する広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、民心の安定、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行う。

- ア 市防災行政無線（屋外子局・戸別受信機）、有線放送等による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関を通じての広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 指定避難所への広報班の派遣
- カ 総合案内所、相談所の開設
- キ 自主防災組織を通じての連絡
- ク 緊急速報メールサービス

(3) 県への広報要請

市は報道機関等の協力が必要と判断した場合、県を通じて広報の要請を行う。

第2節 住民が必要な情報を入手する方法

市は、住民等が次の方法等により、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、ソーシャルメディア、県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 市防災行政無線（屋外子局・戸別受信機）、有線放送、広報車、市防災メール、ヘリコプター、船舶主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

第3節 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

また、市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、その他市町、関係周辺都道府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7章 緊急時モニタリング等の実施

第1節 緊急時モニタリングセンターの設置と任務

(1) 市の活動

市は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれがある場合に、適切な緊急事態応急対策を行うため、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供などを目的として、国の統括のもと、県等が実施する緊急時モニタリング等に対し、現地モニタリング要員を派遣し、緊急時モニタリングに参画する。

なお、この計画に定めるもののほか、緊急時モニタリング等の具体的な実施内容については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施する。

(2) 県の活動

ア 緊急時モニタリングセンターの設置

県は、警戒事態に至った場合には、愛媛県原子力センターに愛媛県モニタリング本部を設置し、上席放射線防災専門官（伊方担当）及びオフサイトセンターに参集している要員と協力して、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行い、通信機器等の稼働状況やあらかじめ準備した物資の確認等、緊急時モニタリングセンター構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。

施設敷地緊急事態に至った場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するものとする。また、緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングセンター長が不在の場合は、上席放射線防災専門官（伊方担当）、原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員の順で代行するものとする。

イ 緊急時モニタリング等の実施

県は、警戒事態においては、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの実施の準備を開始する。

施設敷地緊急事態以降においては、国の指揮のもと、緊急時モニタリングセンターの構成要員として緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間はあらかじめ国が定めた初動対応に基づき、緊急時モニタリング実施計画策定後は緊急時モニタリング実施計画に基づき実施するものとする。

第2節 緊急時モニタリング等の実施方法

緊急時モニタリング等は、防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の区分により段階的に実施することとする。

市は、その活動に参画し、具体的な実施方法については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

第3節 モニタリング結果等の共有

国は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に集約し、必要な評価を実施し、OILによる防護措置の判断等のために活用するとともに、その結果を、県、関係機関等に報告し、ホームページ等で公表するものとする。

県は、国が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。

第8章 住民避難等の実施

市は、県、その他の市町及び関係機関等との連携を密にして住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施する。なお、感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

第1節 防護対策の決定

(1) 防護対策及び防護対策区域の決定

県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果の分析内容から、次表のOIL値を超えたと認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域(以下「防護対策区域」という。)を決定するものとする。

防護対策区域の決定に当たっては、集落等の単位によるものとし、緊急事態応急対策において実効性のあるものとする。

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

(2) 防護対策区域に関する情報収集

市は、防護対策区域の対象となる住民の情報及び避難施設情報等を把握し、県及びオフサイトセンター等にこれらの情報を提供する。

(3) 警戒区域の設定

市災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定する。

なお、警戒区域を設定した場合は、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入制限の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則講じ、県災害対策本部を通じ、県警察に対し警戒区域への立入制限、立入禁止又はこれらの区域からの退去等の措置を依頼する。

第2節 避難等の指示

(1) 県のとるべき措置

ア 県（災害対策本部が設置されている場合は、県災害対策本部長）は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。

イ 県災害対策本部長は、施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ及び予防避難エリア内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、伊方町にその旨を伝達することとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ウ 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、PAZ及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、PAZ及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、伊方町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には伊方町と連携し国に要請するものとする。また、県は、PAZ及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、重点市町にその旨を伝達するとともに、その他の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県災害対策本部長は、放射性物質等の放出後、国が、緊急時モニタリング結果からOILを超える地域を特定し、UPZ内の緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）を指示した場合は、重点市町等と連携し、UPZ内における緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）の実施、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、国に要請するものとする。

なお、県災害対策本部長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

エ 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

オ 県災害対策本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

カ 県災害対策本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

このとき、県災害対策本部長は、関係機関に対し、避難措置を迅速かつ的確に実施するため、協力を要請するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

緊急放送の実施に当たっては、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起ささないよう十分留意するものとする。

(ア)事故の概要

(イ)災害の状況と今後の予測

(ウ)講じている措置と住民等が今後取るべき措置

(エ)屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由

(オ)避難等の措置を実施する防護対策区域

(カ)避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所

(キ)その他必要な事項

キ 県災害対策本部長は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議の上、要避難区域の市町に対し指定避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となる場合は、受入先の自治体に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請するものとする。また、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(2) 市のとるべき措置

市災害対策本部長は、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合には、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行う。

避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底させる。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている措置と住民等が今後取るべき措置
- エ 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- オ 避難等の措置を実施する防護対策区域
- カ 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- キ その他必要な事項

第3節 避難等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

市災害対策本部長は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合には、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、防護対策区域の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

市、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施に当たり、避難誘導に当たるものとする。また、市災害対策本部長は、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、国又は県の指示を受けて、避難への切替えを行うものとする。

市災害対策本部長は、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合、医療品等も含めた支援物資の提供や住民等の放射線防護に留意するとともに、必要な情報を絶えず提供するものとする。

全域がUPZに該当する本市においては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施する。国が、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市又は県の判断で避難指示を行う。その際には、国と緊密な連携を行う。

(2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至った時点において、又は緊急時モニタリング結果を踏まえ、その必要性を判断し、輸送手段、経路、指定避難所の確保等の要素を考慮し、県及び重点市町等に避難及び一時移転を指示するものとする。

市災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、数時間以内を目途にOIL1を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、避難を指示するものとする。また、市災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、1日以内を目途にOIL2を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、

一時移転を指示するものとする。

市、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施に当たり、避難誘導を行うものとする。

市災害対策本部長は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。また、指定避難所に職員を派遣して避難住民等の保護に当たる。

避難誘導者は、避難住民に対し、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

県、海上保安部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

全域がUPZに該当する本市においては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施する。なお、県又は市は、避難時の周囲の状況等により、避難や一時移転を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

(3) 感染症の流行下における避難等の留意点

感染症の流行下において、避難等を行う場合には、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施するものとする。

放射線防護対策施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えるものとする。

UPZ内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わないものとする。

UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。

自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。

避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、指定避難所・避難車両等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努めるものとする。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一時集結所等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。なお、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転を行う場合の避難車両等においては、放射性物質による被ばくを避ける観点から、UPZ内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則として換気は行わないものとする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。

第4節 避難ルートの確保

道路管理者、港湾管理者及び県警察は、関係機関と協力して、道路・航路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努める。

第5節 指定避難所の設置

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所、指定避難所として開設する。

市は、県と連携し、それぞれの指定避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする

第6節 指定避難所等の運営

市は、県、国、その他の市町及び関係機関と連携し、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。

- (1) 市は、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行う。
- (2) 市は、指定避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じる。
- (3) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- (4) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載などで女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (5) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。
- (6) 市は、県と連携し、指定避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

第7節 要配慮者の避難誘導

(1) 市の活動

ア 避難行動要支援者の安否確認等

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 要配慮者の避難誘導

市は、要配慮者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮する。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

ウ 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、その他の市町等へ応援を要請するものとする。

(2) 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の活動

社会福祉施設等は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。利用者等を避難させた場合は、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

(4) 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を被災地外の医療機関へ転院させる。入院患者等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。なお、外来患者、見舞客等は、医療機関退出後、市の指示に従い避難等の防護措置を行う。

第8節 防災上重要な施設の避難誘導

(1) 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた指定避難所等において実施する。その場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の活動

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させる。

第9節 広域避難

(1) 市内に防護対策区域が決定された場合の市のとるべき措置

- ア 市災害対策本部長は、内閣総理大臣又は県災害対策本部長から避難指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送を行うとともに、指定避難所に職員を派遣して、受入市町との連絡調整及び避難住民等の保護に当たる。
- イ 市災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、指定避難所に輸送するよう努める。
- ウ 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合において、その他の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求める。

(2) 県のとるべき措置

- ア 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び指定避難所の設置を要請する。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。
- イ 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材を保有する関係機関に対し、市と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。
- ウ 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示する。
- エ 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、県警察に交通規制に関して必要な措置を要請するとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請する。
- オ 県は、市から協議要求があった場合、当該都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、要請をまたないで、広域避難のための要請を市に代わって行う。
- カ 県は、国から、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を受けるものとする。また、県は、市の要請に基づき同様の助言を行うものとする。
- キ 県は必要に応じ、原子力災害対策本部に広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとし、原子力災害対策本部は、広域的観点から計画を策定し、県に計画の内容を示すものとする。
- ク 県は、国と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

第10節 避難の長期化への対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関と連携して、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (2) 市は、県及び国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。
- (4) 市は、県及び国と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

第11節 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第12節 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

市は、県警察、海上保安部が、関係機関の協力のもとに実施する警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置に全面的に協力する。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。

第9章 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、県及び関係機関等との連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、地域生産物の採取及び出荷制限及びこれらの解除を実施する。

第1節 飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定

市災害対策本部長は、次の指標をもとに、県災害対策本部において飲料水・飲食物の摂取制限措置、地域生産物の採取、出荷制限及びこれらの解除の実施が決定された場合には、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

O I Lと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μ Sv/h※2 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)		
O I L 6	飲食物の摂取制限	核種※4	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※5
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改訂される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第2節 飲料水の摂取制限

市災害対策本部長は、県災害対策本部長から飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施する。

この場合において、市災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する給水措置を実施する。

第3節 飲食物の摂取制限

市災害対策本部長は、県災害対策本部長から飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止する。

この場合において、市災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食料供給を実施する。

第4節 地域生産物の採取及び出荷制限

(1) 市のとるべき措置

市災害対策本部長は、県災害対策本部長から放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取及び出荷制限措置の指示があった場合には、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行う。

(2) 関係機関のとるべき措置

市災害対策本部長から汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等の指示を受けた地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者は、これらの措置を直ちに実施する。

第10章 原子力災害医療の実施

市、県及び関係機関等は、相互の連携を密にして、原子力災害時における汚染・被ばく者及び汚染・被ばくのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の原子力災害医療を実施する。なお、原子力災害医療は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める緊急被ばく医療活動実施要領に基づき実施する。

第1節 原子力災害医療の組織とその任務

(1) 県の活動

ア 災害医療対策部の設置

県は、原子力災害医療を実施するため、県災害対策本部を設置した場合は、災害医療対策部長（原子力災害医療調整官）を本部長、災害医療対策部副部長（原子力災害医療調整官）を副本部長とする災害医療対策部を設置するものとする。

また、災害対策本部が設置されない場合で災害医療対策部長（兼原子力災害医療調整官）が必要と認めた場合は、災害医療対策部を設置するものとする。

(ア) 災害医療対策部の組織及び任務

原子力災害時の災害医療対策部の組織及び任務は次によるものとする。

なお、災害医療対策部は、必要に応じ緊急被ばく医療アドバイザー及び国等から派遣される原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療活動を実施するものとする。

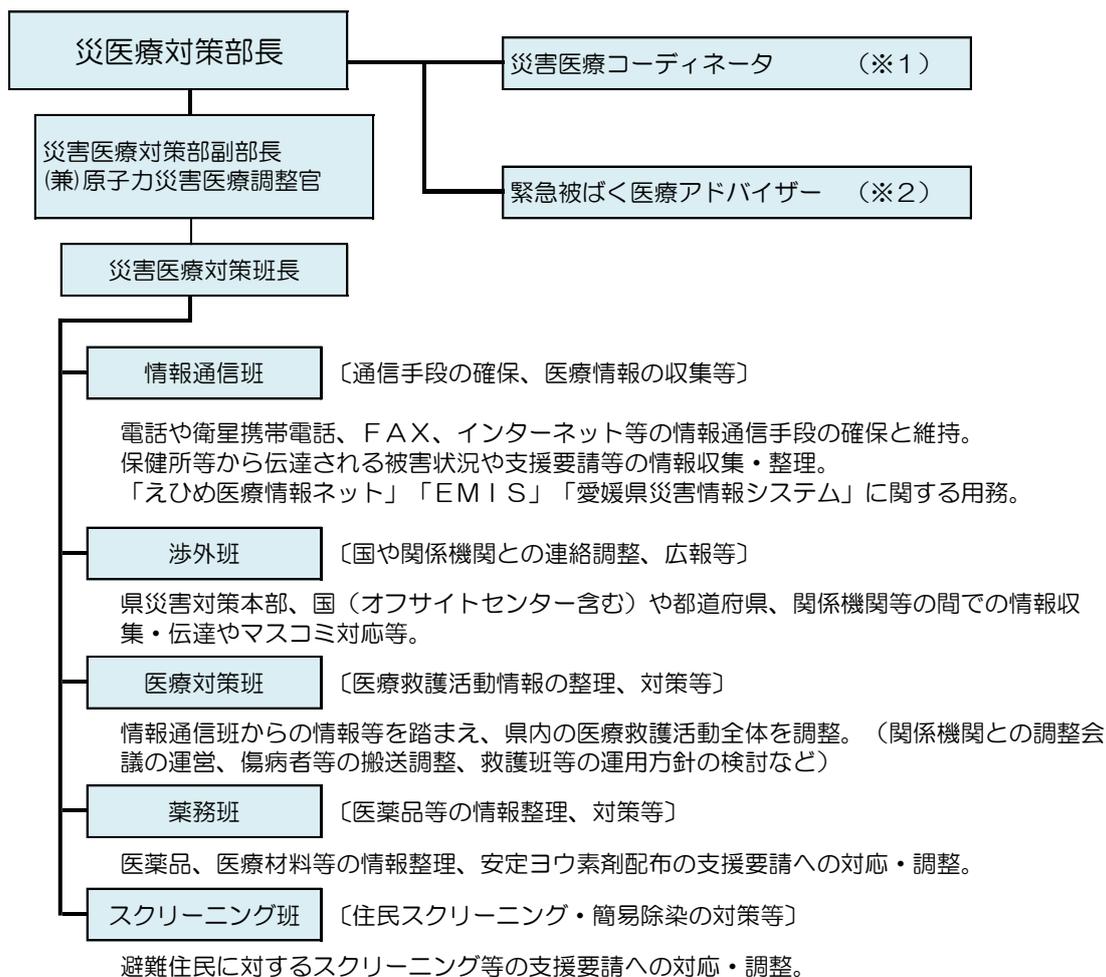
イ 国に対する協力要請

県は、国に対し原子力災害医療派遣チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、高度被ばく医療支援センター等に対し、高度専門的な診療が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者等の受入れについて要請を行うものとする。

ウ 関係機関に対する協力要請

県は、原子力災害医療機関等に対し、原子力災害医療に係る協力を要請するものとする。

災害医療対策部 組織図



【現地作業チーム】

救護班

救護所において一般傷病者に対する医療活動、健康相談を実施。

薬務班

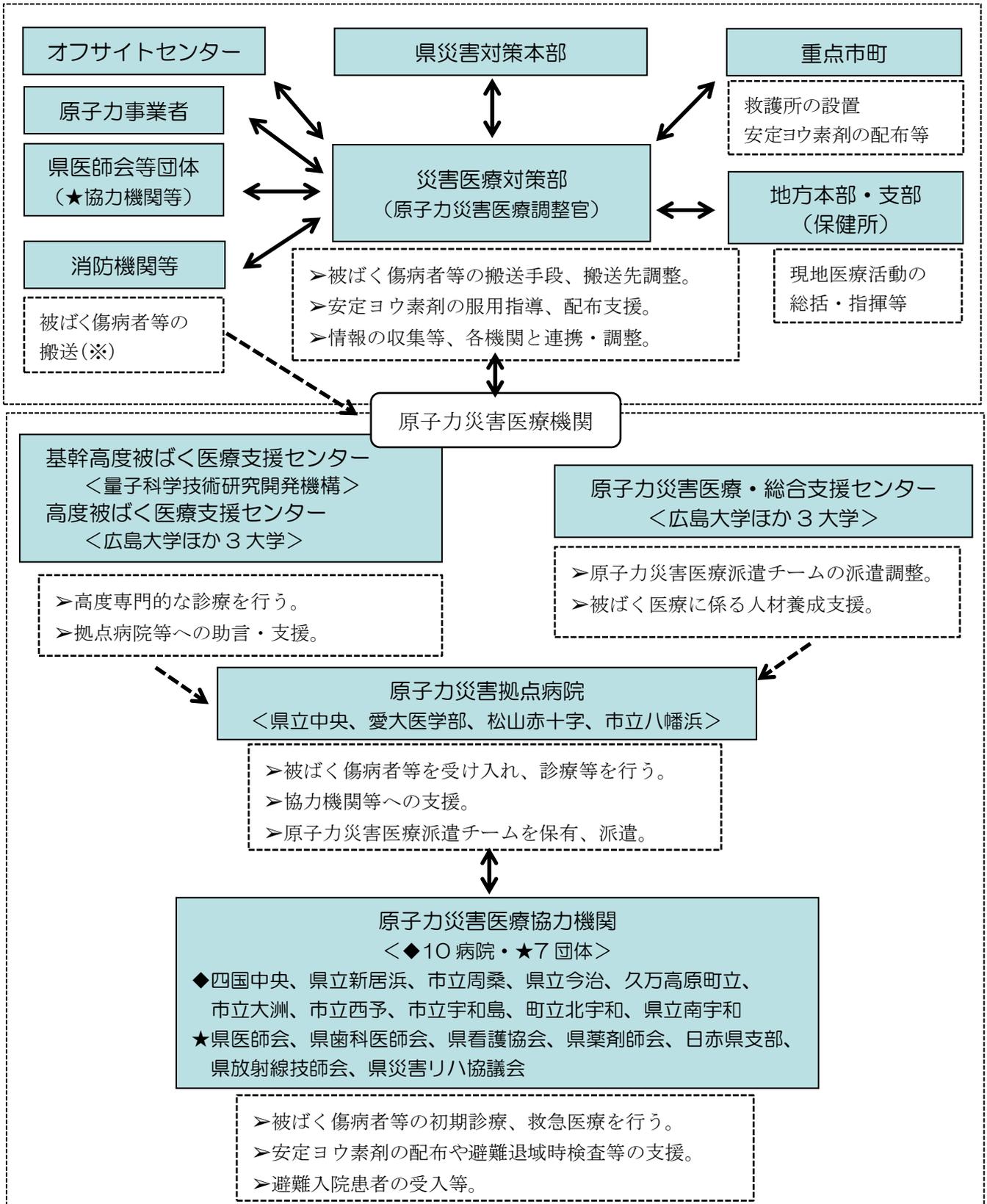
安定ヨウ素剤の服用指導、一時集結所等への搬送調整、緊急配布の協力、内服液の調製を実施。

スクリーニング班

避難住民等に対するスクリーニングや問診、放射性物質汚染者に対する簡易除染を実施。

災害医療対策 部長 県立中央病院長
 // 副部長 県立中央病院災害医療センター長
 // 対策班長 医療対策課長、薬務衛生課長、県立病院課長
 // 各班員 医療対策課、薬務衛生課、県立病院課の職員
 (※1) 災害拠点病院、公立病院に設置。対策部長の補佐、助言等。(14名)
 (※2) 専門的な立場から調整官の補佐、助言等。(12名)

原子力災害医療体制図



(※) 被ばく傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力。

消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

また、緊急を要する場合は、県消防防災ヘリ等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注) 原子力事業所内医療施設においては、原則として事業所内で発生した被ばく者に対応する。

(2) 市の活動

市は、原子力災害医療を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤を配布し、又は、服用を指示する。

また、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、指定避難所等において救護所を開設、運営し、傷病者等に対する医療活動を実施する。

(3) 消防機関の活動

消防機関は、原子力災害医療を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示のもと、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を原子力災害医療機関又は医療機関に搬送する。

(4) 原子力災害合同対策協議会（医療班）の活動

市、国、県、原子力事業者等により構成され、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（医療班）は、原子力災害医療に係る状況の把握及び広域的な医療活動の調整を行うとともに、災害医療対策部、医療機関等と緊密に連絡をとり、必要に応じて助言、指導等を行うものとする。

第2節 原子力災害医療の実施内容

県は、原子力災害時において災害医療対策部を組織し、関係機関等の協力のもと、原子力災害医療を実施するものとする。

また、重点市町、原子力事業者、原子力災害医療機関、原子力災害医療派遣チームは、県の実施する医療活動に協力するとともに、自らも原子力災害医療を実施するものとする。

原子力災害医療体制は次表によるが、汚染・被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、専門的又は高度専門的な診療が必要とされることが明確である場合は、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送し、対応を行うものとする。

また、医療措置を必要としない状況、又は、救護所を開設するには至らない状況であっても、住民等が健康不安から原子力災害医療機関、保健所、指定避難所等に検査等を求めてきた場合、その対応について配慮するものとする。

原子力災害医療体制の概要

区分	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害医療協力機関
基本的役割	<p>原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行う。災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。</p>	<p>原子力災害拠点病院では対応が困難な長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣、高度専門的な教育研修の実施等による支援を行う。国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、関係する医療従事者等へ教育研修等を実施することで、平時から原子力災害に関する知識等の普及及び理解の増進を努める。高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうちの機関を中心的・主導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定する。基幹高度被ばく医療支援センターは、平時では地域の中核となる医療従事者等への高度専門的な教育研修を行うとともに、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を行う。原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。</p>	<p>「原子力災害医療派遣チーム」を編成するのみならず、原子力災害時には当該チームが被災地域で効果的に活動できるよう「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整を行うとともに、活動中の「原子力災害医療派遣チーム」に対する情報提供等の支援を行うほか、平時から地域及び全国の原子力災害拠点病院等との連携及び協力体制を強化するため「全国ネットワーク」を構築し、情報交換等を行う。また、「原子力災害医療派遣チーム」の派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、平時から「原子力災害医療派遣チーム」の構成員に対して教育研修等を実施することで、「原子力災害医療派遣チーム」の養成を行う。</p>	<p>原子力災害拠点病院や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。</p>
対応医療機関	<p>県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院、市立八幡浜総合病院(4病院)</p>	<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(基幹高度被ばく医療支援センター) 広島大学 } その他(3大学) 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学</p>	<p>広島大学 } その他(3大学) 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学</p>	<p>四国中央病院、県立新居浜病院、市立周桑病院、県立今治病院、久万高原立病院、市立大洲病院、市立西予病院、市立宇和島病院、市立北宇和病院、県立宇和野病院、県医師会、県歯科医師会、県看護師会、県薬剤師会、日赤県支部、県放射線技師会、県災害リハ協議会(10病院、7団体)</p>

<p>診療 (除染処置を含む)</p>	<p>○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療 ○OIL4超傷病者に対して、線量測定、除染処置 ○被ばく傷病者又は被ばく患者(以下「被ばく傷病者等」という。)に対する、線量測定及び除染処置並びに被ばくに対して必要な集中治療等の診療 ○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な患者に対する救急医療を提供する者(チーム)と被ばく医療を提供する者(チーム)とが連携して行う対応</p>	<p>○長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者(プルトニウム等の内部被ばくを含む)の診療及び長期経過観察 ○除染が困難(複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者の診療</p>	<p>○原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療 ○OIL4超傷病者、被ばく傷病者に対応可能な高度救命救急センターの診療(骨髄移植や重症熱傷等の診療を含む) ○原子力災害拠点病院で対応できない高線量被ばく傷病者の受け入れを行うとともに、専門的治療</p>	<p>○被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療 ○被災者の放射性物質による汚染の測定</p>
<p>(検体採取・管理を含む) 線量測定・評価</p>	<p>○放射性物質の簡易な測定 ○体表面及び鼻腔・口角スミア、血液、尿等の検体の採取及び管理</p>	<p>原子力災害拠点病院によるものに加え、以下の線量測定・評価を行う。 ○物理学的及び生物学的的手法による個人線量評価</p>	<p>原子力災害拠点病院によるものに加え、以下の線量測定・評価を行う。 ○物理学的及び生物学的的手法による個人線量評価</p>	<p>可能なら ○放射性物質の簡易な測定 ○体表面及び鼻腔・口角スミア、血液、尿等の検体の採取及び管理</p>
<p>資機材等</p>	<p>○医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材(個人線量計を含む) ○処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器 ○外部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器 ○内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器 ○被ばくの診療に必要な設備及び医薬品(安定ヨウ素剤等) ○除染するために必要な資機材 ○汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備 ○災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の資機材 ○内部被ばくの詳細な線量評価・測定に必要な体外計測機器及び資機材 ○アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材 ○生物学的線量評価のための機器及び資機材</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要な資機材</p>	<p>○協力機関が協力するうえで必要な資機材</p>
<p>研修・訓練</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成</p>

搬送機関	原子力災害拠点病院への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。	高度被ばく医療センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。原子力事業者は搬送に協力する。	原子力災害医療・総合支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。原子力事業者は搬送に協力する。	原子力災害医療協力機関への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。
------	---	---	--	---

(1) 指定避難所における住民等への対応

ア 救護所の開設・運営

市は、住民等に対する避難又は一時移転が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、医療救護活動を行うため指定避難所等に救護所を開設し、運営するものとする。

イ 救護班の派遣

災害医療対策部は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等と調整し、原子力災害医療派遣チーム又は救護班を編成して救護所に派遣するものとする。

ウ 医療活動の実施

救護班は救護所において、傷病等に対する医療活動を実施するものとする。

エ 健康相談の実施

救護班は、救護所等において、健康に不安を持つ住民等に対し、健康相談を実施するものとする。また、住民等の身体的健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民等が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、市保健センター等は、適切な対応をするものとする。

第3節 原子力災害医療体制

(1) 原子力災害医療の基本的体制

原子力災害医療体制は、次に掲げる医療機関からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

ア 拠点病院

原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能し、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。）を受け入れ、適切な診療等を行う。また、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。「原子力災害医療派遣チーム」の出動先は、原子力災害時に被災した原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）内の原子力災害拠点病院を基本とし、当該施設内において救急医療等を行う。

イ 協力機関

原子力災害時において行われる診療や県等が行う原子力災害対策等を支援する。

ウ 高度被ばく医療支援センター

原子力災害拠点病院では対応が困難な長期的かつ専門的治療を要する被ばくを伴う傷病者並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣、高度専門的な教育研修の実施等による支援を行う。さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、関係する医療従事者等へ教育研修等を実施することで、平時から原子力災害に関する知識等の普及及び理解の増進に努める。なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指名する。基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上

で、平時では地域の中核となる医療従事者等への高度専門的な教育研修を行うとともに、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を行う。また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。

エ 原子力災害医療・総合支援センター

「原子力災害医療派遣チーム」を編成するのみならず、原子力災害時には当該チームが被災地域で効果的に活動できるよう「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整を行うとともに、活動中の「原子力災害医療派遣チーム」に対する情報提供等の支援を行うほか、平時から地域及び全国の原子力災害拠点病院等との連携及び協力体制を強化するためのネットワークを構築し、情報交換等を行う。また、「原子力災害医療派遣チーム」の派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、平時から「原子力災害医療派遣チーム」の構成員に対して教育研修等を実施することで、「原子力災害医療派遣チーム」の養成を行う。

(2) 原子力災害医療機関等の汚染の有無の確認及び情報提供

県は、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関や原子力事業者等の協力を得て、速やかに放射性物質による汚染の有無の確認及び情報の集約や管理を行うものとする。また、県はその結果を公表するなど、周辺住民、報道機関等への情報の提供に努めるものとする。

(3) メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、県及び重点市町は、国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、市保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行うものとする。

第4節 安定ヨウ素剤の予防服用

市及び県は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、医療機関と連携して、住民等が適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講じる。

(1) 安定ヨウ素剤服用のための準備

市は、県の指示により、備蓄する安定ヨウ素剤を指定避難所等に搬送する。市に備蓄する安定ヨウ素剤のみでは不足する場合は、県は、八幡浜保健所、原子力センター、県庁（本庁）で備蓄する安定ヨウ素剤を現地に搬送する。この場合において、特に緊急を要する場合は、県は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、陸上自衛隊ヘリコプターにより搬送を行う。

(2) 安定ヨウ素剤服用の決定

安定ヨウ素剤の服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長は、住民等及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、市に指示するとともに関係機関に連絡する。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる。

また、県災害対策本部長は、各放送機関及び地元CATVに対し緊急放送を要請し、住民等に周知徹底させる。

なお、緊急放送の実施に当たっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意する。

- ① 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- ② 安定ヨウ素剤の配布、服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- ③ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(3) 安定ヨウ素剤の配布

市災害対策本部長は、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、住民等（事前配布により服用済みの者を除く。）に一時集結所等集合した場所において、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

県災害対策本部長は、関係機関等の防災業務関係者に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の配布に当たっては、服用対象者に対し服用の方法、注意事項等を記載した説明書等を添付の上、説明を行うなどし、次の事項を徹底させ、心理的動揺や混乱等を起こさないよう留意する。

- ① 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- ② 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- ③ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(4) 安定ヨウ素剤の服用の方法

UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、国（原子力規制委員会）が必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

服用対象者等については、次のとおりとする。

① 服用対象者

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。

原則として、40歳未満の者を対象とし、特に新生児、乳幼児や妊婦、授乳婦の服用を優先する。

ただし、ヨウ素剤摂取により重い副作用が発生するおそれのある者は服用対象者から除外する。

② 服用回数

服用回数は、原則1回とする。

連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようにならなければならない。

なお、新生児や妊婦は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

③ 服用量及び服用方法

服用量及び服用方法は次のとおりとする。

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
新生児(生後1ヶ月未満)	12.5 mg	16.3 mg	ゼリー剤(新生児用) 1包又は内服液 1 ml
生後1ヶ月以上 3歳未満	25 mg	32.5 mg	ゼリー剤(乳幼児用) 1包又は内服液 2 ml
3歳以上13歳未満	38 mg	50 mg	丸剤 1丸
13歳以上	76 mg	100 mg	丸剤 2丸

(注1) 内服液は、医療品ヨウ化カリウムの原薬(粉末)を水に溶解したものをを用いる。(16.3 mg/ml
ヨウ化カリウム [12.5 mg/mlヨウ素含有])

(注2) 丸剤は、医療品ヨウ化カリウムの丸薬(1丸:ヨウ素量38 mg、ヨウ化カリウム量50 mg)を用
いる。

第 11 章 防災業務関係者の防護対策

市、国、県、関係機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリング活動、避難者の誘導、救出、原子力災害医療、広報等各種緊急事態応急対策に従事する職員（以下「防災業務関係者」という。）の放射線防護について万全の対策を講ずる。

- (1) 市は、庁舎外で活動する職員に個人被ばく線量計を配布し、災害対策活動中の個人被ばく線量を測定するとともに、個人ごとに行動記録を作成する。
- (2) 市は、職員が防災活動によって内部被ばくの可能性が予想される場合は、防護マスク、防護服を配布するとともに、それらの着用を必要とする区域を指定する。

第 1 節 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

防災業務関係者のうち、被ばくが予想される者については、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保する。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーベイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他、放射線防護に必要な資機材

第 2 節 市のとるべき措置

防災業務関係者に資機材を配布するに当たり、市災害対策本部長は、防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、その必要数量を県災害対策本部に連絡し、その貸与又は支給を受けるものとする。

第 3 節 防災業務関係者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務関係者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実状に応じつつ、できるだけその低減を図り、市災害対策本部長は、その被ばく状況を管理し、防災業務関係者の安全を確保する。

なお、防災業務関係者の被ばく線量限度は次のとおりとする。

防災業務関係者の線量限度

		緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	事故現場において作業する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	
実効線量	① 5 年間	100mSv	100mSv	
	② 1 年間	50mSv		
	③ 3 ヶ月(女性)	5mSv		
	④ 妊娠中の女性(内部被ばく)	1mSv	-	
等価線量	眼の水晶体	① 5 年間	300mSv	
		② 1 年間		50mSv
	皮膚	1 年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	-

第12章 緊急輸送

市は、県及び防災関係機関と相互に連携し、緊急事態応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保する。

第1節 市の活動

市災害対策本部長は、緊急事態応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両を確保する。

市のみでは調達不可能的な場合には、県災害対策本部に対し、調達を要請する。

第13章 消火活動

市は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、原子力発電所に係る火災に関し、消火活動に協力する。

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、原子力防災管理者等からの情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消火活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

また、必要に応じその他の消防機関等に対して応援を要請するものとする。

第 14 章 救助・救急活動

市は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行う。

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、救急自動車等応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、その他の県内消防機関等に対して応援を要請するものとする。

第15章 ボランティアの受入れ

市、県、その他の市町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第16章 応援協力活動

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国、県、重点市町、関係機関等と平素から相互に十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第1節 市の活動

(1) 県災害対策本部長等に対する応援要請等

市災害対策本部長は、原子力災害時において緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は緊急事態応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長等に対する応援要求

市災害対策本部長は、原子力災害時において住民等の緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求める。

第2節 原子力被災者生活支援チームとの連携

(1) 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

(2) 市及び県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第 17 章 ヘリコプターの活動支援

市は、原子力災害及び複合災害に際し、緊急事態応急対策を円滑に実施するため、県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプターの出動を要請し活動の支援を行う。

また、ヘリコプターの離着陸場の確保に当たり、市は県に全面的に協力するとともに、関係消防機関と協力して、ヘリコプターの離着陸場における散水、緊急離着陸場・吹き流し設置等を行い、立入禁止措置等、離着陸場における安全確保を実施する。

《資料編：4－9 ヘリコプター離着陸適地一覧表》

第 18 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に実施する。

第 1 節 市の活動

市は、市の管轄する場所で、事故が発生した場合、国、県、関係消防機関と連携し、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、住民の安全を確保するために必要な措置を実施する。

別表核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

原災法第 10 条第 1 項に基づき通報すべき事象
<p>○事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質の漏えい（XSE61, 62） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <p>(1) 事業所外運搬中に使用する容器から 1 m 離れた場所において、$100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率が検出されたとき。</p> <p>(2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>(3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</p>
○事業所外運搬での特定事象にかかる原子力緊急事象の発生（XSE63）

原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
<p>○事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい (XGE61, 62)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <p>(1) 事業所外運搬中に使用する容器から 1 m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量率が検出されたとき。</p> <p>(2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>(3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第 4 条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。</p>

第 19 章 複合災害時における応急対策

市及び県は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備する。

複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第 1 節 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

市及び県は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

第 2 節 住民への情報伝達活動

- (1) 市及び県は、複合災害時の初動期において、発電所に異常が発生した場合だけでなく、異常が発生していない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。
- (3) 市及び県は、住民の不安解消や混乱防止のため、問合せ窓口を増設するなどの体制を強化する。

第 3 節 屋内退避、避難等

(1) 屋内退避、避難等の対応方針

- ア 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、本編第 8 章を基本にしたうえで、大規模自然災害等による道路や指定避難所等の被災状況に応じて、適切に対処する。
- イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

- ア 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に当たり十分注意する。
- イ 市は、大規模自然災害等による被災者等の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 退避・指定避難所等の運営

- ア 市は、大規模自然災害等により指定避難所等の被災が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。
- イ 市及び県は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。

(4) 緊急輸送活動

- ア 市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警察本部と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。
- イ 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

第4節 救助・救急活動及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第4編 原子力災害中長期対策

第1章 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が緊急時モニタリングの結果等を勘案し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認め、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、県及び国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

なお、市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県に報告する。

第3章 汚染の除去等

市は、国の指導・助言のもと、県の協力を得て、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第4章 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリングセンターを廃止することとなるが、引き続き、県は、国の統括のもと、関係機関及び原子力事業者と協力して、発災後の復旧に向けて以下の判断を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

市は、県が公表する環境放射線モニタリング結果について、住民・関係機関等に対し広報を行い、周知徹底を図る。

第5章 各種指示、制限措置の解除

市は、県の指示のもと、各種指示、制限措置を解除する。

第1節 各種指示の解除

県は、環境モニタリングの結果等から、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示を解除することが適当であると判断した場合には、国及び国の派遣専門家等の指導・助言及び指示等に基づき、各種制限措置の解除を決定し、市及び関係機関等に指示する。市は、住民等に対し広報を行い周知徹底を図る。

第2節 各種制限措置の解除

県は、環境モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示等に基づき、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物及び地域生産物の摂取及び出荷制限等の各種制限措置の解除を決定し、市並びに関係機関等に指示する。市は、住民等に対し広報を行い周知徹底を図る。

第6章 災害地域住民に係る記録等の作成

第1節 災害地域住民の記録

市は、住民等からの原子力損害に係る賠償の請求等の事務が円滑に推進されるように、県と協力し、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を被災地住民登録票により記録するものとする。

第2節 被害状況調査の実施

市は、県の指示により、災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業等の受けた被害について調査し、資料等を整備する。

第3節 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図る。

また、市は、国及び県とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対し、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第4節 災害状況の記録

市は、災害時の状況、緊急時モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策として措置した諸記録、原子力災害中長期対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録を作成し、保存する。

被災地住民登録票

第 号 被災地住民登録票	ふりがな			性 別	男 ・ 女	
	氏 名			生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	職 業			年 齢		
	本 籍					
	現 住 所					
	事 故 発 生 時 に い た 場 所	TEL				
		市 郡 町 村	大字	字	番地	
		屋内（木造・鉄筋コンクリート・石造）		屋 外		
	事 故 発 生 直 後 の 行 動	事故現場からの距離(km)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30～35 36～40 40～50			
		0～10分	10～20分	20分～30分	30分～1時間	
		屋内・屋外	屋内・屋外	屋内・屋外	屋内・屋外	
		1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間～2時間30分	2時間30分～3時間	
	被 ば く 程 度	服 装		飲食の有無	有()無	
		雨や水に濡れたか	有 無	妊娠の有無	有(週間目)無	
		放射線治療の有無	有 無	安定ヨウ素剤を飲んだかどうか	有 無	
甲状腺の病気の有無		有 無	ヨウ素アレルギーの有無	有 無		
RI検査(核医学検査)の有無		有 無				
除 染	未 処 置	処 置 済				
	皮 膚					
	衣 服					
そ の 他	測定器・測定方法及び測定者					
	衣 服	A B	(携行 支給)			
措 置 状 況	身 体	A B C D				
	医 療 措 置	A B C D E				
〇 〇 市(町)	被ばく当時の急性病状					
避難場所名			この登録票について			
避難期間			1 この登録票は、将来医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、大切に保存して下さい。			
その他			2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届け出て下さい。			
参考事項			3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を申し出下さい。			
発行年月日	平成 年 月 日		4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。			
発行者	八幡浜市長 〇〇〇〇 印					

(記載上の注意)

- | | | | | |
|-------|--------|----------|-----------|-------------|
| 衣服の欄 | A 更衣せず | B 更衣 | | |
| 身体の欄 | A 無処理 | B 水による洗浄 | C 洗剤により洗う | D 特殊洗剤により洗う |
| 医療措置欄 | A 要せず | B 薬品投与 | C 一般検査 | D 精密検査 E 治療 |

第7章 風評被害等の影響の軽減

市は、県、国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行う。

また、市は、県、国、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表する。

第8章 被災者等の生活再建の支援

第1節 被災者等の生活再建

- (1) 市は、県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。
- (2) 市は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 被災中小企業等に対する支援

市は、県及び国と連携し、必要に応じ中小企業高度化資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付等の支援活動に協力する。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、県と連携して相談窓口を設置する。

第9章 物価の監視

市は、県及び国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第10章 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察と協力し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、県、その他の市町、関係機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努める。

第 11 章 原子力事業者の災害復旧対策

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施する。

また、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備するとともに、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行い、国、県、重点市町に全面的に協力する。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

第12章 市災害対策本部の解散

市災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の廃止及び県災害対策本部の解散がされたとき、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、県等の指導、助言を得て、市災害対策本部を解散するとともに、県、関係機関にその旨を通知する。

市及び県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。